

紀美野町第2回定例会会議録

平成26年6月17日（火曜日）

○議事日程（第2号）

平成26年6月17日（火）午前9時00分開議

第 1 一般質問

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 14名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	七良浴 光 君
2番	町 田 富枝子 君
3番	田 代 哲 郎 君
4番	加 納 国 孝 君
5番	北 道 勝 彦 君
6番	向井中 洋 二 君
7番	上 北 よしえ 君
8番	伊 都 堅 仁 君
9番	仲 尾 元 雄 君
10番	松 尾 紘 紀 君
11番	上 柏 皖 亮 君
12番	美 野 勝 男 君
13番	美 濃 良 和 君
14番	小 棕 孝 一 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企 画 管 財 課 長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保 健 福 祉 課 長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君
建 設 課 長	山 本 広 幸 君
総 務 学 事 課 長 兼 教 育 次 長	中 尾 隆 司 君
生 涯 学 習 課 長	岩 田 貞 二 君
会 計 管 理 者	西 切 博 充 君
水 道 課 長	中 村 公 彦 君
地 籍 調 査 課 長	尾 花 延 弥 君
美 里 支 所 長	西 敏 明 君
国 体 推 進 課 長	南 秀 秋 君
代 表 監 査 委 員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東 淳 悟 君
書 記	中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） 既定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

◎日程第1 一般質問

○議長（小椋孝一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は7人です。順番に発言を許します。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） まず質問の第1点は、子ども医療費助成の高校生までの拡充についてでございます。これは昨年12月にも同じ内容で質問しましたが、いわゆる貧困の連鎖を断ち切れないという我が国の事情とそれから子育て世帯のアンケートの結果、希望する世帯も多かったもので、再びきょうは質問させていただきます。

親から子への貧困の連鎖を断ち切ることを目指す子どもの貧困対策法がことし1月に施行されたのに、政府の対策会議は開かれないうまになっています。それどころか安倍政権は4月から消費税増税を強行し、困窮状態にある子供や親の暮らしに追い打ちをかけています。子供の貧困は年々広がり、最新の政府統計では子供の6ないし7人に1人が貧困状態という過去最悪の水準に達しています。

昨年6月に全会一致で成立した子どもの貧困対策法は、その目的に子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう教育や経済的な支援などを国の責務として明記しました。しかし安倍政権は、その理念に真っ向から逆らう政策を行っています。その象徴がひとり親世帯の生活を支える児童扶養手当の削減です。2013年度の0.7%削減に続き、この4月からは0.3%の削減を実行しました。働いている母子世帯の総所得は子供のいる平均的な世帯の4割以下にすぎません。

また昨年から実施している生活保護扶助基準の引き下げは、子供の人数の多い世帯ほど減額幅が大きく、深刻な影響が出ています。子供は、生まれてくる親や家庭を選ぶことはできません。子供の貧困は個人の自助努力や自己責任では解決できません。政治や

社会の責任が問われています。

紀美野町でも子育て支援は差し迫った課題です。その柱でもある子どもの医療費助成は2010年、平成22年に中学生まで引き上げ、他の自治体に比べ、決しておくれてはいません。同じテーマで昨年12月議会でも質問しましたが、限られた財源の中、今後県内各自治体の動向や町財政の状況及び他の福祉施策との優先順位など総合的な判断が求められるという答弁でした。しかし子育て世帯の厳しさを考慮し、高校生まで引き上げる考えがないかを再度伺います。

質問2点目は指定ごみ袋の改善についてです。指定ごみ袋の改善について、今年の夏から秋にかけて高齢者の皆さんに生活困りごとアンケートをお願いしたところ、今困っていることにはごみ出しが不自由という答えが9人、今やってほしいことにごみ出しをやすくしてほしいと答えた人が5人ありました。ごみの問題は誰もが気かけ、それなりに工夫をしています。

しかし高齢夫婦や単身高齢者世帯がふえ、生活の手助けを家族などに任せたままでは放置できない状態になりつつあります。高齢者は元気でも足腰が弱いか痛めている場合が多く、生活の困りごとを抱えているのが普通です。したがって、お年寄りの生活に根差したさまざまな必要性に応える行政の姿勢が求められます。ごみ出しに困っている高齢者、障害者など切実な問題の対応が求められると考えます。

また、2009年、平成21年の3月議会でも同じ質問をしましたが、以前から町の指定ごみ袋を改善してほしいという要望があります。ポリエチレンを素材にしている現在の袋は必要以上に分厚くてかたいため、力の弱い高齢者にとって両端を結び合わせるのが難しく、スーパーのレジ袋型にするか両端をくくれるように耳をつけてほしいとの要望です。その際は、利用される住民の皆様が使いやすいものを提供できるように今後検討していきたいとの答弁でした。袋の形について、県下では大半の市町村がいろいろ工夫をしており、当町のように長方形の袋を用いている自治体は少ないのではないかと思います。お年寄りの皆さんが要望しているごみ袋の改善について、町としての考えをお聞かせください。

質問3点目は、地方教育行政法の改正についてです。国や市町が教育内容に介入できるようにする地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）の改正案が13日に参議院で可決、成立しました。採決までの議論で教育委員会の独立性が奪われ、侵略戦争美化の教育は異常な競争心を押しつける法案の危険性が浮き彫りになりました。

一番の心配は、文化庁や自治体首長の政治的主張によって教育が支配されることです。現行の制度は、住民代表の教育委員が首長から独立して自治体の教育行政を進める建前になっています。しかし、改正法では首長に自治体の教育大綱を制定する権限を与え、その大綱に教育委員会が意を用いることを義務づけています。しかも大綱には、国の方針を参考にするという義務が課せられています。

もともと教育委員会はこれでいいのかという議論のきっかけは、大津市のいじめ自殺事件でした。教育委員会が原因を調査したアンケート結果を隠して、いじめと自殺の関係を隠蔽したので、市長が乗り出し、第三者委員会を立ち上げ、調査しました。そこから教育委員会に任せてはおけない、市長直轄で教育を監督しなくてはならないという主張に結びついたので。しかし、大津いじめ事件の第三者委員会報告書が導き出した教訓は教育委員会の権限を強めることであり、弱めることではないと思います。

政府が法案の提出理由に挙げた教育行政の責任体制の明確化も、執行責任が教育長にあるのか教育委員会にあるのかは現行法でも改正案でも変わらないとの指摘に、下村文化相はわかりやすさの整理を行ったと答えるだけで、法案が責任体制を明確化するとは言えませんでした。全国連合小学校長会と全日本中学校長会も会長の連盟で、政治的中立性の確保が必要だとし、市長の個人的な思想信条により教育施策がゆがめられることがないよう歯どめをかける制度を検討するよう要望書を提出しました。法律の専門家や学校関係者が問題点を指摘し要望を表明したのに、政府与党はこうした声には耳を貸さず、改悪を強行したのです。

そこで、いじめや不登校など教育現場でのさまざまな問題に、今の教育委員会制度では責任体制が明確ではなく対応が難しいという指摘に対する教育委員会の考えをお聞かせください。

質問の4点目は、天然記念物指定についてです。町指定の天然記念物については昨年6月議会でも質問しました。紀美野町は豊かな自然に恵まれており、学術的に価値の高い動植物が豊富です。美しい自然は町にとってかけがえのない財産であり、欠くことのできない教材でもあります。したがって、町の資源として生かしていくことが求められ、次の世代に受け継ぐ取り組みが大切ではないかと考えます。

紀美野町には数多くの貴重な生物が点在しています。しかし、放置すれば失われていく宿命にあり、掘り起こしが欠かせないと考えます。近年、貴志川に生息していた魚はほとんど姿を消し、カワムツや放流した鮎などしか見かけなくなりました。しかし源氏

蛍などは年々ふえ続け、多くの川岸で楽しむことができます。また、カジカもその美しい泣き声を聞く機会がふえてきました。

私たちが住み暮らし続けるこの地域を深く知り、自然とのよりよい関係を育むために町としての施策が求められているのではと思います。そこで、紀美野町文化財保護条例第2条4項にある動物、植物、地質、鉱物で学術上価値の高いものについて、現在の学術推薦樹も含め価値が高い自然の動植物、地質、鉱物などの掘り起こしに取り組み、その指定を促す考えがないか伺います。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) 田代議員の1問目の子ども医療費助成の高校生までの拡充について、それから2問目の指定ごみ袋の改善について、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、1問目の子ども医療費助成の高校生までの拡充について答弁をさせていただきます。

現在、県下の市町村で取り組んでいる子ども医療費助成事業は、県補助事業である乳幼児等医療費助成事業が基盤となって始まったものでございます。現在、県内の各自治体では、県の補助枠を超えた基準において独自で補助制度を設け、事業の拡充を行っている状況でございます。

その中でございますけれども、紀美野町では平成19年に県の補助基準を超える小学校卒業までの子供を対象とした事業の拡充を図りました。さらに平成22年度には事業名を子ども医療費助成事業と改め、さらなる事業の拡充として、県内でも先駆けて中学校卒業までの子供の医療費助成を行って現在に至っているところでございます。

議員御質問の趣旨にもございます子育て世帯の厳しさという課題につきましても、子どもも考えを同じくするものでございます。そのため、厳しい財政下ではございますが、子供の健康保持・増進とともに子育て世代の支援対策として、子ども医療費助成枠の拡充を順次行ってきたところでございます。

また紀美野町の福祉医療助成制度につきましては、ひとり親医療費助成、重度心身障害児医療助成、子ども医療費助成の各制度がございしますが、総合的に見て、県下の自治体の中でも子供に係る福祉医療費助成制度内容は上位クラスにあり、充実しているもの

と考えているところでございます。

田代議員御提言の子ども医療費助成の高校生までの拡充につきましては、昨年12月議会におきまして田代議員より同様の一般質問がございましたときに、高校生までの拡充については、今後県内各自治体の動向や町財政の状況及びほかの福祉施策の中での優先順位等総合的な判断が求められるものであり、現状としては当面義務教育である中学校卒業までの助成ということで実施してまいりたいという趣旨の御答弁をさせていただきました。現在、半年経過後の今時点においても、その状況、また方針は大きく変わってはいないということでございます。12月議会と同じ答弁となりますが、御理解を賜りたいと思います。

次、2問目の指定ごみ袋の改善について答弁をさせていただきます。

町では、ごみの減量化・資源化を推進する中で、町民の皆さんには分別の方法を十分御理解いただき、分別収集に協力をいただいているところでございます。さて、現在、町指定のごみ袋につきましては、一般にごみ袋や商品袋の素材としてよく使われているしなやかで破れにくい性質を持つ低密度ポリエチレンを素材として、分別用途に合わせ台所ごみ等の6種類の長方形の袋を購入していただき、御利用をいただいているところでございます。

議員御指摘のごみ袋が厚く、くりにくいという件につきましては、平成23年9月議会の一般質問でも同じ趣旨の御質問がございました。その際の答弁の中で、試行的にミシン目の切り込みが入った耳つきごみ袋を作成いたしまして、紀美野町内の女性団体連絡協議会の皆様方に一度御利用いただき、製品についての御意見を頂戴した上で検討させていただくということで答弁をさせていただいております。その後、そのとおり実施を行いました。この結果、御利用いただいた皆さんからは、切り込みがある分入れられるごみの量が大変少なくなってしまう。それからまた、ごみを押し込むと切り込み部が裂けやすいなどの意見が多くて、従来のごみ袋と比較して使い勝手がいいというふうな評価が少ないという結果となりました。

この結果につきましては、現在使用している指定ごみ袋は旧野上町、旧美里町のころから長期にわたって使っているものであり、町民の皆さんそれぞれ使用に当たってはいろいろな工夫をしていただいて、袋の容量いっぱい有効に使用されている状況であります。その結果の評価であったものと考えております。このため、町としてはこの結果を踏まえ、従来のごみ袋を使用していただくということで現在に至っているところで

す。

議員の皆さんも御存じのとおり、紀美野町、海南市、紀の川市の2市1町で取り組んでおります紀の海広域施設組合による処理施設が平成27年から稼働開始ということで目指して進められております。現在、ごみの収集内容や方法、そしてまた分別の種類等について協議がなされているところでございます。

今回のごみ袋の改修につきましてもこれに合わせた形で、今後、現在使用している指定ごみ袋につきましても今回の御指摘があったごみ出しをしやすくなるような形態等の課題につきましても今後再検討させていただくこととなると考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 教育長、橋戸君。

(教育長 橋戸常年君 登壇)

○教育長 (橋戸常年君) 私のほうから、田代議員の3番目の質問に答えさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が今国会で改正されました。衆議院で40時間、参議院で30時間の審議を経て可決・成立したと聞いております。この法律が改正されるに至った直接の原因は、先ほど議員からのお話にもありましたように、大津市でのいじめによる自殺事件に対する大津市教育委員会の対応の仕方であったと考えられます。原因究明に対する調査やその結果の公表・報告の仕方、あるいは調査委員会の設置など、被害者の家族を初め全国のマスコミ等から不満や批判が多く寄せられる結果となりました。

そこで、まず指摘されたのが教育長と教育委員長の存在です。委員会を代表しているのが非常勤の教育委員長であります。一方、教育委員会事務局を指揮監督し、日常現場などの日々の教育活動や取り組みに対して責任を負っておるのが教育長です。今の責任体制では対応におくれが出るなどの不手際が指摘され、責任体制を明確にするため法律の改正に至ったところだと考えております。

責任体制が明確ではなく対応が難しいという指摘に対する委員会の考えをお尋ねですが、学校現場など日常教育活動における緊急事態に対する指揮監督など、私自身、24時間教育長としての緊張感と責任感を持って職責を果たす覚悟で生活してきました。一方で教育委員長や教育委員に対する信頼感も非常に強く感じているところであり、彼ら

の存在には安心感があり、いつも支えてくれるという思いを持ちながら仕事に当たってきたのが実情です。

これが教育長の判断が合議制である教育委員会議で後に否定されるような事態になつては、迅速な対応など難しくなってくるのは当然のことだと思っております。私自身、4年間の経験から、幸いにして対応が難しいと感じたことはございませんでした。

今回の改正で教育委員会そのものが「教育の政治的中立性、継続性、安定性を」確保するため、今までどおり執行機関として存続できたことの重みを自覚しながら、心新たにこれからも子供たちの健全な成長を願って教育行政に取り組んでいかなければならないと考えております。以上、簡単ですが答弁といたします。

(教育長 橋戸常年君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) 田代議員の4番目の質問、町の天然記念物の指定についてお答えいたします。

議員が言われるとおり、紀美野町は豊かな自然に恵まれ、学術上貴重な動植物が多く存在しております。議員の言われる天然記念物の指定につきましては、現在のところ県指定の天然記念物として6件あります。釜滝の甌穴、国木原のノダフジの大樹、熊野神社のシラカシの老木、善福寺のカヤ、箕六弁財天のカツラ、丹生神社のイチョウになります。また、町指定の文化財につきましては、民俗文化財として梅中傘踊り、野上八幡宮獅子舞、美術工芸としての遍照寺の弘法大師象の3件になります。

天然記念物では、先ほど紹介した県指定ではありますが、町指定の天然記念物は現在ありません。町指定に関しましては、紀美野町文化財保護条例の第2条関係で文化財指定の申請を提出いただき、それをもって文化財保護審議会で審議をしていただく、その上で指定というような運びになると思います。

ただ、天然記念物の指定につきましては、申請に基づき関係機関の専門員に調査を依頼することがあるかと思っております。学術的にどのような価値があるか、そのような関係資料ができた中で審議会を開くことになると思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 子ども医療費助成の高校までの拡充について、前回の答弁とほぼ変わらないということですが、ことしの1月から子育て中の世帯アンケート調査を実施しました。ただ、サンプル数が少なく、100部の配布で45部の回収で回収率が45%ということになります。これは学校給食の中学校給食の実施のときのアンケートよりはかなり回収率が悪くなっています。

あくまでもサンプルが少ないので参考にとという程度のものだと私は考えていますが、世帯主の年代が30代と40代で大体84.4%、世帯構成は三世帯世帯も12世帯ほどありますが、両親と子供の核家族世帯とひとり親家庭を合わせて71%。だから核家族かひとり親というのが大半です。世帯主の雇用形態は正規雇用37世帯ということで最も多いのはそうですが、ただ期間雇用とかパートタイムというのも3世帯ありまして、世帯主と合わせて両親がパートタイムで働いているという例もあります。世帯の年間収入ですが、200万円以下というのが2世帯ほどありました。200万円から249万円、つまり250万円以下というのが6世帯、299万円以下6世帯を合わせると31%、大体3分の1には至らないんですが、子育て世帯の3分の1近くが300万円に満たないということになります。これに400万円以下まで延ばすと、子育て世帯の44.4%、半分まで行かないんですけど半分に近い数字が400万円に満たない所得水準となっています。これでローンを払っているかどうかわかりませんが、住宅ローンを払って子育てをやっている。同居している子供は2人と3人で、91.1%が2人もしくは3人です。1人というのは非常に少ないです。

昨年の質問のときにも紹介した2012年の国民生活基礎調査というのがあるんですけど、平成23年の所得の分布状況で平均的所得金額が548万円という、そういう世帯が62.3%になっていて、これが全国的な傾向で、その41.9%が児童のいる世帯だということになっています。それで合わせると、今回のアンケートでは75%弱が549万円以下ということで、特に所得が低い世帯を選んだわけではないんですけど、この飛び込みというんですか、ここは子供さんがいるだろうなという、子供の自転車が置いてあるとか子供の洗濯物が干してあるとかいうところをずっとアトランダムにしているんですか、それで回ったんですけど、1人で回れる範囲というのは100を配るのは非常に大変な作業でしたけど。

それから、生活の実感として大変苦しいとやや苦しいを合わせて大体44%、400万円以下の世帯ぐらいで大体苦しいと感じているのかなという。確かに600万円以上

という世帯もあります。何世帯かは。でもやっぱり今の子育て世帯の厳しさというのは、我が町の場合もほとんど変わらないだろうというふうに。就学援助の申請率が全国的には15%なんですけど、この町は10%しかないということで、でもやっぱり特にこの町の子供が全国レベルよりも裕福な家庭で、裕福というか経済的に恵まれた家庭で生活しているということではないと思います。

こうした状況も勘案し、子育て支援の充実のために自治体の動向や優先順位も勘案しながら今後その状況を見きわめていきたいという趣旨のことだと思いますが、こういう状況も勘案した上で、子供の医療費助成を高校生まで拡充する考えはないのかどうか、お伺いいたします。

指定ごみ袋についてですが、いろいろ自治体が、あちこち見てみると努力しています。例えば、これは一緒に紀の海事務組合を構成している紀の川市のごみ袋ですけど、厚さは、でもやっぱり紀美野町のよりはちょっと薄いです。ここにちょっとミシン目の入れ方が変わっていて、はね返るようになっていて、ずっと行ってしまわないようにということでもかなり工夫されています。これで非常にいろんな種類のをつくってまして、中にはごみ箱用という小さなごみ袋もやっています。だいたい全部がこの形で、特徴はこの値段が非常に安いんです。45リットルで10枚150円というのは、本当に幾ら入札してやってもそんなに安いんかなっていう。作業所でつくってもらったりとかそんなこともやっているそうです。発注量が非常に多いということがあって、それでコストダウンを図られるんかなというふうに思います。

ごみの問題というのはごみ袋の改善など、住民のニーズに応えるという取り組みとともにリサイクルの問題とも合わせて考える必要があるというふうに思います。答弁の中にもありましたが、紀の海広域施設組合との兼ね合いで、こういうごみ袋の形態というものもそこで再検討になるかもしれないというような答弁だったと受け取ったんですが、そういういわゆる一つの分岐点でもあろうと思うんです。そういうこともあわせてそういう中へ反映させていけるようにしていただけたらなと思いますので、そのこともあわせて、そういうことでやっていただけるのかどうかという質問をさせていただきます。

国の制度の問題で、地方教育行政法の改正というのは。個人的にはこんな法律が通らないことを願ったんですが、やっぱり非常に与党のほうがかかり多いので通りました。政治と教育との関係で政治が一番やるべきことは教育条件の整備ということで、絶対にやってはならないことは教育内容への介入支配だというふうに昔から言われています。

これは教育の政治的中立性ということで多くの関係者が今まで大事にしてきたことだと思います。

今回の法案は、教育委員会の代表者である教育委員長という制度を廃止します。今の教育長という役職は教育委員会の互選になっていますが、これが変わって首長が議会の同意を得て任命するって。確か任期は3年ということになっていたと思います。ですから現在は、先ほども答弁の中にありましたように事務局で具体的な執務を代表する教育長が教育委員長を兼ねて教育委員会全体を代表するということになります。そこで、教育大綱というのを決めるということで、自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱と規定され、これはつくりなさいと義務づけられるんです、というふうに聞いています。国の教育振興基本計画っていう中でそういう基本的な方針があるので、それを参酌してつくとされています。大綱の決定権が自治体の首長、今だったら本来建前としては教育委員会が教育の基本的な方針っていうのはつくって、それに基づいて事務局は施策を実行していると思います。さらに首長と教育委員会の協議機関である総合教育会議というのを設置することになりまして、そこで教育方針などを協議するとされています。

国は教育委員会が反対の意思を明確にすれば、大綱に拘束はされないというあれなんですけど、例えばこの自治体ではなくてもほかの自治体でそういう教育に支配的に介入するような首長も実際名前は言いませんが、そういう場合にはこういうふうにするんやというふうになった場合に教育委員会としてそれを反対するということができるのかどうかという疑問があります。

教育委員、教育長の共通の服務として大綱に即して教育行政の運営が行われるようないなければならないという、尊重しなければならないという趣旨のこともあります。しかし、いろいろありました審議のさっき数十時間という非常に短い時間で、審議の過程ですれば、法の運用に当たって首長による教育内容への政治介入は好ましくないというふうに認めてはいます。また、成立した改正法に御存じのとおり10項目にわたる附帯決議がついていまして、特に教育の政治的中立性などの検証やレイマンコントロールの趣旨を踏まえ地域住民の視点に立った厳格なチェックなど、教育委員会は町民、学校現場の多様な要望を施策に反映させ、ということがあります。現在にも増して教育の自主性というんですか、そういうのを今後も大切にしてほしいと思いますが、その辺の考え方をお聞かせ願えたらと思います。

町の天然記念物、いつも6月になったらこんな質問をやるんですけど、文化財保護条例第2条第4項で提示されている天然記念物は、先ほども言いましたが動物、植物、地質、鉱物で学術上価値の高いものとされます。指定には教育委員会から文化財保護審議会への諮問が必要となっています。紀美野町文化財保護条例施行規則第2条で、条例第4条の指定による文化財の指定また認定を受けようとする者は、紀美野町教育委員会に指定また認定の申請をしなければならないとなっているそうです。

立木とか、いわゆる巨木とか、自分の土地に非常に価値の高い植物があるよということであれば、自分の所有ですから所有者というのははっきりしているんです。ただ、植物の群生だとか、わかりませんがこの地域には非常に珍しい植物が群生しているんで、これを何とかアピールできないかとか。例えば昆虫などの場合でも、蛍なんていうのは非常に最近ふえてきて、貴志川、真国川、梅本川というのが中心ですけど、柴目川にもあるんですかね、何かどんどんふえてきて。町全体の蛍を、紀の川市は蛍まつりとかいうのがありますけども、町全体の蛍をアピールするために、うちの町はすごいですよっていう観光的な意味合いも含めて町指定天然記念物にしようかというような話になってきたときに、ほな誰がするんよっていうことが出てきます。

それから旧野上町の場合は学術推薦樹という指定があるんですが、旧美里町ではそういうあれがないんで、美里町誌の自然編、わたしたちの町というので大体珍しいそういうふうな値するようなものを取り上げて詳しく掲載してくれて、それだけが一つのあれですけど。それから前に土地開発公社の持っている土地の件で質問しましたが、水辺公園っていうんですか、下佐々にある、あの周りっていうのは、聞きにいらしたらいいいんですけど結構カジカが生息してしまっていて、めちゃくちゃにおるということではないんですけど、やっぱりカジカも少しずつふえています。だから、これは県のレッドデータブックでは準絶滅危惧種というふうに指定されているんで、そういうのが実際に生息が確認されれば、紀美野町指定天然記念物でこの地域とこの地域にはカジカがいるよというふうなことができるんじゃないかと思います。

結構珍しいものもありまして、そんなんがあつてどうよっていうこともあるんですが、非常に希少価値の高い、これはちょっと見えますか、チョウトンボっていうんですけど、私たちが子供のころには幾らでも見たトンボなんですけど、非常に激減しています。ただ、紀美野町にいないかっていうと、例えば平の中池周辺とかにたまに見かけることがありますんで、そういうあれをやっぱり放置していれば消滅してしまう可能性があるん

で、そういうことも含めて貴重な自然に教育的な関心を向けて、その掘り起こしに取り組むというんかそういうやっぱり取り組みをしてもらう。でないとどこにどんなものがあるんかって全くわからないままに貴重な自然をそのまま見過ごしてしまうっていうことになると思いますんで、そういう取り組みについて掘り起こしに取り組んでいただける考えがないのか、その辺を質問いたします。以上です。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず子ども医療の助成制度を高校生までということで、非常に親御さんの収入が厳しいということで、子育て世帯の経済的な面で非常に厳しい状況ではないかということでございます。私どももこの点については十分理解しているところでございます。このため何度も説明となりますが、子ども医療費というのはゼロ歳児から中学校卒業までの子供さんを対象として助成制度となっております。

田代さんが要望されているのは高校生までということで、あと3年間を追加してはどうかということでございますが、紀美野町におきましては子ども医療制度等の子供に対する助成については、重度心身障害者またひとり親医療助成を行っているところでございます。これに加えまして老人医療制度等についても助成を行っております。紀美野町につきましても大変過疎・高齢化が進んでいる中、さまざまな福祉に関する医療助成制度を行っていかねばならないということで、非常に厳しい状況である中、現在子ども医療制度についてはゼロ歳児から中学校までということで精いっぱい助成制度としてさせていただいているところでございますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

それから2問目のごみ袋の件についてでございます。私どもも紀の川市のごみ袋等については手元まで取り寄せて、いろいろ研究させていただいているところでございます。今後、平成27年ですが、紀の海の施設が完成して稼働していくということでございます。その時点で現在の紀美野町で指定ごみ袋として使用している分につきましても、今後広域利用ということになってきますんで、一度再検討していくということで、皆さんに利用していただきやすい形でという念頭のもと、再検討するというところでございますので、どうか御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正であり

ますが、いろいろあった経過の中で、私自身は教育委員会そのものが存続したことと、今までと変わらない権限を持って教育行政を担当せよということになったということは、ひとつ安心といったらおかしいですけども、安心したところです。

一部の政党の中には、もう委員会制度を廃止して直接首長部局のほうで教育行政をやれよと、そういう案というか意見もあったわけでございます。しかし今回の改正によりまして、議員御指摘のように総合教育会議という首長とそれから教育委員とでの会議を設置することで、そこに教育大綱を定めよといったようなことがございます。だから今の制度に比べますと、明らかに首長の介入といったらいいんかどうかわかりませんが、教育行政に対する権限が強くなったのではないかなあと考えてございます。

ただ、しかし委員会は今は5人の委員です。その中で互選で委員長であるとか教育長を決めておるわけですけども、これからは1人の教育長とほかの4人の委員という今までにない形の教育委員会になるわけです。お互い首長部局と、今でも財政的なことは自分らには権限がなかったもので、ある程度コントロールされておるのは事実であります。そんな中での行政であったわけです。大綱っていうのは大まかなところでございしますので、4年、5年の長期の計画になろうかと思えます。

日々の教育活動等への介入、介入っていったら失礼ですけども、それは余りないのではないかなあと考えてございます。そういったところで答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 田代議員の4番目の質問の再質問についてお答えしたいと思います。

天然記念物の指定につきまして、議員から説明がありましたように町へ申請をしていただくということから手順として始まると思えます。申請に関しては所有者、代表者から申請をいただくということでございます。申請をいただいた物件が学術的にどのような価値を有しているのかという判断につきましては、なかなか難しいものがございまして、本町では特にそういう専門的な知識を持った職員というのもなかなかおりませんので、そういう審査というんですか価値の評価につきましては、県の関係機関とかそういう機関の専門員に調査をお願いするというようなことを通じて、その物件の評価をしていきたいと。またその上で審議会等に諮り、認定指定等を進めていきたいと思っております。

ただ、議員が言われるように、その物件の所有者とかが明確でないような場合どうすればいいんかということになるんですけども、先ほども言われた蛍とかカジカを例にと

ると、そういう地域の保存会とか何かそういうようなグループとかそういう形からでも申請というのが可能かどうかまだ例がございませんが、今後検討していきたいなということで答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 子ども医療費助成の拡充ですけど、実施したアンケートで最も取り組んでほしい子育て支援ということで8項目を提示して、その中から1つ選んでくださいということで選んでもらったら、一番多かったのは給食費の無料化です。これが13人、多いといっても13ですから、45の中で幾つあるかということで。それからあと就学援助の充実や高校生、大学生、専門学生への通学援助というのがやっぱり13ありました。次いで子ども医療費助成の高校生までの引き上げというんで、この3つが一番多くて、あとはもうそんなに多い状況ではありません。

先月高野町の子育て支援策について、行ってきました。子ども医療費は高野町は中学生まで、紀美野町よりもずっと早く実現して、先ほど先進的にと答弁の中で言われましたが、紀美野町より早く実施したのは高野町、九度山町、日高川町などがずっと早く実施していました。小学生卒業までというのはもう全国で有数に早く35番目ぐらいだったと思うんですけど、そんな余談ですからいいんですけど、ただ、高野町の場合給食費を中学生まで無料にしています。だから子供の医療費は中学生までですけど、これが非常に保護者や教育現場でも喜ばれているということです。

子育て世代の定住促進に結びつけばという思いで、対象は160人で予算は740万円だそうです。ただ、それがほんまにそうなっているかということ、先日発表された人口統計でも高野町、紀美野町もそうですけど、それから古座川町なども非常に人口減の激しい自治体になっています。ただそういう努力をしているということは事実だと思います。

そういうこともありまして希望が非常に、非常に多いということではないんですけど、アンケートで希望が多かったということもあって高校生まで拡充するあれはないんですかということも3度、再々質問ですけど。

ごみ袋の改善については27年、来年度ですけども、そういうことで紀の海広域施設組合が発足するんで、その中でそういう再検討をしていきたいということで、それはそれでいいのではないかと思います。ただ、このミシン目を入れるというのが、高齢者の80歳とか手の力が弱っている人はそのほうがいって言うんですけど、若い人にとっ

ては余りそれやったら容量が減るやないかということがあって、やっぱりごみ袋は強いほうがいと紀美野町が非常に強いからどっさり詰め込んでくくってもということもありますんで、場合によっては、これも財政的にどうかわかりませんが2種類を販売してどっちかええほうを選んでよということもしてもらったらという意見もあります。

そういうことも含めて検討していただくという、27年の紀の海の発足のお互いに調整するときに検討したらということを確認してよろしいかどうかだけ御答弁をお願いします。

地方教育行政法ですけど、改正法が成立しまして、今さら一地方自治体のあれでどうなるもんでもないとはいうこともありますが、法律自身を変えるということはまだ難しいと、国民的な運動によるんであろうなというふうに思います。広島県庄原市議会が3月24日に国に提出した意見書をお手元に資料として配付してありますんで、それを最後に紹介しておきたいと思います。

教育委員会制度改革の中止を求める意見書。安倍首相は教育委員会について「責任の所在が曖昧・形骸化している」と言い、戦後の教育制度の柱である教育委員会制度を改革し、首長が教育を支配できるような制度を目指しており、3月11日、「改革案」について与党間で合意に達したと報道されている。

安倍首相が目指す教育委員会の制度改革の問題点は、首長が主宰する「総合教育会議」が教育政策の基本である「大綱的方针」を策定するなど、首長と国による教育介入を強める内容になっていることである。また、教育委員長と教育長を統合した新しい「教育長」を設け、教育委員とともに首長が直接、任命・罷免できる制度にしようとしていることも大きな問題である。

言うまでもなく、教育委員会は住民から成る教育委員の合議によって教育行政を執行する機関である。戦前の軍国主義教育の反省から、憲法に沿って教育の自主性を守り、権力的支配を防ぐためにつくられた。今求められるのは、こうした戦後の教育委員会設立の原点に立ち返り、保護者や住民の視点に立ち、教育現場などの多様な意見を反映した国民の願いに応える教育委員会の民主的改革である。

よって、国におかれては、戦前の国策教育によって子供たちを戦場に送り込んだ痛苦の教訓に鑑み、国や首長が教育を支配することになる教育委員会制度の「改革」を中止されるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成26年3月24

日。広島県庄原市議会となっています。

戦後、子供たちの人格形成にかかわる教育を政治家が政治的目的のために支配し、利用することができないように、教育委員会は国からも首長からも独立した制度として確立されました。常々紀美野町の教育行政は高い評価に値すると私たちは考えているだけに、その原点だけは決して見失わないでほしいと思います。この件に対する答弁はあえて求めませんが、そういう原点だけはしっかり守ってほしいと思います。

それから天然記念物なんですけども、先日古座川へ行ってきました、ハッチョウトンボというトンボが古座川に生息していると教育委員会がその付近に立て札を立ててまして、ここにはこういう珍しいトンボが生息しているよということで、大谷湿田という、この辺の言葉で言う沼んだっていうじくじくした田んぼがあつて、そこへこういうのが生息しているよということで教育委員会が発表しています。

本当におるんかいなつて探したら、小さいトンボなんでメスが1匹だけおつたんで一応写真を撮ってきました。これが5月の中ごろのことなんで、ちょっとトンボには早いかなというふうに思います。でも古座川はそういう珍しいトンボを非常に大事に守っています。

有田川町教育委員会にも行ってきましたら、向こうは町指定天然記念物は12件あるそうです。指定の対象になっているのは植物のみで、やっぱり巨木とか老木、銘木というのが多いそうです。天然記念物が非常に少なかったのが掘り起こしに取り組んだということでした。文化財保護審議会の見識向上のため町内文化財の視察研修を毎年実施しているということで、非常に力を入れているのは確かです。文化財パンフレットを毎年発行して、その作成調査で再評価され、新たに指定されたものもありますということでした。

指定していないものでも県のほうへどうですか、これはということでしたら県指定にしてもらったらいいでということで、藤並神社のイチイガシって非常に見事なものでした。

紀美野町でも指定の対象となる、例えば野上八幡宮のイチイガシは群生としては非常に価値のあるものだと私は考えています。先ほど言いました真国川、梅本川などのカジカがいるとか、ゲンジボタルもそうです。自然環境に対する関心が深まるような取り組みも検討してほしいと思いますが、その点いかがでしょうか。以上です。

○議長（小椋孝一君）

町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目の子ども医療費の助成についてですが、これは今までも再三再四質問をされ、そして私も答弁をしまいいりました。そんな中で、やはり我が町におきましては義務教育である中学校までということで、一つの視点を置いております。ちなみにこの県内いろいろ調べましたら日高川町やら高野町やら、それから印南町ですか、特に日高川町におきましては高校生というのは出ております。ただし、結婚とか就職をされている方は除くと、こういうことなんです、しかし同じ18歳までの医療費の無料化であっても、やはりそうした差が出てくるというのは好ましくないとは思います。

したがって、これとそれから印南町は18歳まで、高校卒業程度までということで、これは結婚、就職も入ると、こういう補助の仕方をしていると。別に他の町のそうしたことを批判するわけじゃないですが、私はやはり何か補助をするには一つの基準というのを設けていかなあかん、その基準を義務教育ということで今当町としては置かせていただいていると、こういうことですので、ひとつ御理解を賜りたい。

それと、この子供の医療費の無料化、これにつきましては本当に先ほど課長のほうから申し上げましたが、当町が皮切りでございます。この和歌山県内においても当町から始まったことでありまして、小学校6年生までと言ったのがまた他の町で中学校までと、またそれが18歳までと、こういう何ていうか一つのめどを何か決めつけながらやっぱりやっていくべきじゃないかと。ここまで来たからここまで来いと、そうじゃないとは思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

また町財政も非常に厳しい中で、またいろいろ検討も加えていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

またそれと2点目のごみ袋の件ですが、これは先ほど課長が申し上げましたように平成27年の11月、ごみ処理場が完成する。その際には海南市、紀の川市、そして紀美野町が同時にそのごみ処理場へ搬入するというようなことがございますので、今後これは平成27年に向けて検討していきたいと、このように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 法の改正については質問はなかったんですけども、先ほども申し上げましたようにこういう形で教育委員会制度そのものが残ったということもありまして、心新たにというところをもう一度確認をさせていただきたいと思っております。

それと、天然記念物等の問題でございますけども、紀美野町は非常に自然環境というんですか、豊かな自然に恵まれた町でございます。紀美野町の存続していく値打ちの一つにその自然環境があろうかと思えます。前にも私は申し上げたかも知れませんが、町の鳥、町の花とか木とかある中でセキレイというのが紀美野町の町の鳥として指定されております。そういう経過を考えたときにやっぱり貴志川の清流っていうのが原点にあろうかと思ってございます。子供たちにもやっぱりもう一回川へ帰ってほしいなあという思いを強くしております。いろんな機会にまた学校等とも協力しながら環境教育を進めていきたいと思っております。

保護審議委員の中には非常に熱心にあちこち回ってくれている方もございますし、今後徐々に整備を進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小椋孝一君）　これで、田代哲郎君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休　憩

（午前10時13分）

再　開

○議長（小椋孝一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

○議長（小椋孝一君）　続いて、1番、七良浴　光君。

（1番　七良浴　光君　登壇）

○1番（七良浴　光君）　私は、防災対策についてお尋ねをいたしたいと思えます。

ことしも梅雨入りして大雨の季節を迎え、また9月以降には台風の襲来も予想されます。そこで、平成23年9月の台風12号に伴い発生した紀伊半島大水害を身近な災害として検証してみますと、次のことが大変重要であると思えました。

1点目は、町災害対策本部を設置し、被害状況の把握をどのような方法で行っているのかお尋ねいたします。

次に2点目は、災害対策本部設置に伴い、職員の非常参集が必要となります。そのため職員の非常参集訓練は非常に重要であると思えますが、平成24年1月以降の参集訓練実施回数及び訓練内容並びに訓練の成果についてお尋ねいたします。

次に3点目は、避難準備情報・避難勧告及び避難指示の発令基準を定めたマニュアルについてお尋ねいたします。

次に4点目は、避難勧告の発令時は気象状況も最悪の状態と想定すべきであり、こんなとき最も頼りになるのは消防機関であります。実動部隊は河川ため池の監視活動や土砂崩れ及び浸水防止の現場活動で人命救助等の災害現場対応が優先となっており、誰が避難誘導を担当するのか、また担当する者の訓練や知識の習得方法は、なお、また災害時要援護者に対しどのように避難勧告を行い避難援助を行うのか、あわせてお尋ねいたします。

次に5点目は、紀伊半島大水害のような大災害時における人命救助活動に従事する応援隊の要請マニュアルについてお尋ねいたします。

以上、5点よろしくお願ひいたします。

(1番 七良浴 光君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) それでは、私のほうから七良浴議員の防災対策についての御質問にお答え申し上げます。

まず1点目の災害対策本部を設置し、被害状況の把握をどのような方法で行っているのかとの御質問にお答え申し上げます。

災害対策本部は、紀美野町地域防災計画に基づき町長が設置することとなっており、その後の被害状況の把握につきましては、道路や橋梁関係につきましては職員の見回りにより被害状況の把握や住民や区長、警察との電話連絡等により被害状況を把握しております。また農業施設関係であれば被害状況が産業課に入る場合が多く、その情報が対策本部に報告されます。さらに人的被害など119番通報により消防本部に入る情報につきましても災害対策本部に報告されるようになってございます。

また大雨による洪水に伴い避難準備情報を発令する状況におきましては、あらかじめ定められております場所におきまして職員が待機し、現場の状況を対策本部に報告するようになってございます。

次に2点目の平成24年1月以降の参集訓練実施回数及び訓練内容並びに訓練成果についての御質問にお答え申し上げます。

議員お尋ねの職員の非常参集訓練につきましては、平成24年6月2日に行っており

まして、現時点までの実施回数につきましては1回でございます。訓練内容につきましては職員の参集訓練と災害対策本部設置訓練でございます。訓練の成果といたしましては、訓練では災害対策本部の機能と事務局部門の機能を同室で行いましたけれども、本部内での混乱が激しく、両機能を別室に分離したほうがよいことがわかりました。また、各部長に各1台のパソコンを準備して、それぞれの机の上に置いての訓練でございましたけれども、ランケーブルが足元に絡まり支障を来すことがわかり、4台程度のパソコンを部屋の片隅に固めて設置するほうが効果的であるということもわかりました。

また、前回に行いました参集訓練以降に新規採用となった職員にとりましては初めての訓練となり、非常参集に備える心構えができたことも大きな成果であったと思っております。また、自動車を使えない場合を想定してバイクや自転車を新たに購入した職員もいると聞き、災害に対するさらなる心構えが培われたものと思えます。なお、参集率につきましては、対象人員179名に対しまして171名の参加でございましたので、95.5%でございました。

次に3点目の避難準備情報・避難勧告及び避難指示の発令基準を定めたマニュアルについての御質問にお答え申し上げます。

紀美野町におきましては、近年大きな災害が発生いたしました平成23年9月の台風12号の後、水位や雨量を基準として避難準備情報、避難勧告、避難指示発表発令基準を作成して運用しているところでございます。一例といたしまして、洪水時の場合を具体的に申し上げますと、妙見橋の水位が2メートル、永宝橋の水位が3メートル、小川橋の水位が4.5メートルに達しましたときに、それぞれの地区に対しまして避難準備情報が発令をされます。

次に妙見橋の水位が2.5メートル、永宝橋の水位が3.5メートル、小川橋の水位が5メートルに達したときに、それぞれの地区に対しまして避難勧告が発令されます。次に妙見橋の水位が3メートル、永宝橋の水位が4メートル、小川橋の水位が5.5メートルに達したときに、それぞれの地区に対して避難指示が発令されるようになってございます。

現時点におきましては、ただいま申し上げました基準で運用いたしておりますけれども、平成26年4月、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のガイドラインが内閣府から示されました。当町におきましてもそのガイドラインに準じたマニュアルの作成に今後努めてまいります。

次に、4点目の誰が避難誘導を担当するのか、また担当する者の訓練や知識の習得方法は、また災害時要援護者に対しどのように避難勧告を行い、避難援護を行うのかについての御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、消防職員は災害現場活動にまず従事いたします。そのような状況の中で避難誘導につきましては、災害の発生していない地域におきましては地元消防団の協力を得ながら町職員も避難誘導を行います。また消防団員の協力を得られない状況でございましたら、町職員だけでも避難誘導しなければならないと考えております。なお、担当する町職員に対します訓練や知識の習得に関する専門的な研修等は現在行っておりませんが、今後の課題といたしたいと考えております。

それから、避難時要援護者に対しどのように避難勧告を行い、避難援護を行うのかということにつきましては、各区長や民生委員に協力をいただき、安全に避難していただけるよう配慮したいと考えております。

また町内に17団体ある自主防災組織の会長が一堂に会する協議会の際にも、保健福祉課が保管しております避難行動要支援者台帳の取得申請をしていただいて、もしもの際には御支援していただけるようお願いをしているところでございます。

現時点におきましては4つの自主防災組織から申請をいただき名簿をお渡ししておりますが、今後におきましてはより多くの自主防災組織から申請していただけるよう働きかけていきたいと考えてございます。

次に、5点目の人命救助活動に従事する応援隊の要請マニュアルについての御質問にお答えいたします。

紀美野町といたしましては、応援隊の要請に関するマニュアルは作成してございませんが、町の対処能力を超えるような災害が発生した場合、県知事に対して自衛隊派遣の要請をいたします。また、消防におきましては、消防相互応援協定及び緊急消防援助隊への登録など他消防本部との応援に関する協定がございます。

以上、簡単でございますが答弁とさせていただきます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 1番、七良浴 光君。

○1番 (七良浴 光君) 再質問をさせていただきます。

平成23年9月の先ほども質問の中でも申しあげましたとおり、紀伊半島大水害の活動をまとめた冊子、これはコピーでございますが、この中に当時の県危機管理局幹部が、

災害発生時の初動期は最も重要な時期であった。また住民の命を最優先に何をすべきか素早い判断が必要であり、そのために職員からの情報を分析し行動につなげることが重要であり、危機管理の基本であると痛感しましたと述べております。

そこで、紀伊半島大水害のように台風時や強風時における被害状況調査はヘリコプターの活用ができないため地上からの調査となると考えますが、こういうときの被害状況調査マニュアルの策定の有無について、また当町は東西に細長く、過去にも3回国道370号が土砂崩れのため通行不能となった経緯もあったことから、東部地域の被害状況を迅速かつ正確に把握するため、災害対応経験が豊富で危機管理能力及び知識にすぐれている消防職員が最適であると考えますので、東部地域に消防職員が常駐する消防出張所等を設け、被害状況の収集に努める必要があると考えるが、町長の考えをお聞きします。

2点目でございます。非常参集訓練では、ただいま総務課長から御答弁いただいた話の中で、非常参集途上における被害状況について災害対策本部に報告をするというお話でございました。その報告を受けて分析して対応を立てるんだというように受けとめたんですが、そういうもののマニュアルというものは作成されているのか、再度お伺いをしたいと思います。

それから3点目の発令基準マニュアルについては、ただいま御答弁いただいた内容は水防関係に関する答弁であったように受けとめました。防災対策という限り、ため池の決壊に伴うマニュアル、また土砂災害に関するマニュアル等については策定されていないのか、再度お尋ねいたします。

5点目でございます。5点目の中で、人命救助活動に従事する応援隊の要請というお話の中で、まず自衛隊というお話をいただきました。しかし、私がいろいろと調べさせていただいた中では、やはり人命救助のプロである消防関係の県下消防相互応援協定に基づく応援、また近隣消防の応援、はたまた緊急消防援助隊の応援、そういった人命救助のプロにまず要請をするというのが第一次、もしくは自衛隊要請と並行して実施することによって、災害時被害を受けた被災をしている方の生命を72時間以内に救出するということが大変重要であるというように、ほかの書物にも掲載されておりますが、その点について再度お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（小椋孝一君） 1点目の問題について町長の答弁ということでもありますけれども。町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良浴議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目の件でございますが、東部地域に消防職員の配置が必要であるのではないかと、こういうことでございますが、これにつきましては確かに災害時等々については必要になってくるかもわかりませんが、常時それを置くというのは、今までもこの議会の中でいろいろ議論を重ねてまいりました。その中で、やはりこうした小さい町で2カ所消防を置くというのは非常に財政的にも厳しい、そういうことで今までも答弁してきたとおりでございます。

したがって、災害時におきましては美里支所というのがございますので、美里支所からその職員が永宝橋とかそうした東部地域に派遣して、そこで災害状況を把握すると、そういうふうな今体制をとっておるところでございます。そうしたことで、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと5点目の人命救助でございますが、これにつきましてはおっしゃるとおり自衛隊要請というのは最終手段というふうになってこようかと思っております。したがって、先ほど課長から答弁申し上げたのは、災害時でもどうしようもないというときにこれを発令していくというふうな説明をさせていただきました。したがって、先ほど議員が申されましたように、それ以外に近隣の消防、また県下の消防関係との協定に基づく要請、これはもうもちろんしていかならんというふうを考えております。それと同時に自衛隊へも要請をしていくと。この自衛隊に要請する場合は、あくまでも県知事に対して要請をしてまいります。そして県知事から自衛隊に対して要請すると、こういう手順が要りますが、そうした手続をしながら対応をしてまいりたいと思っておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

あと2点目、3点目、4点目につきましては総務課長のほうから答弁をさせていただきます。以上です。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 七良浴議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

まず私のほうから、2点目でございます非常参集訓練についての報告等についてマニュアルがあるのかという御質問であったかと思っております。これにつきましては、私ども常時これ携帯をしているんですけども、平成24年3月に作成したものでございますが、紀美野町職員防災活動の初動マニュアルというのがございます。その中で非常の参集時被害状況報告書の作成の手順が載っております。それからその報告を受けた者に対し

て被害状況報告書というのをこういうふうな形でつくろうということでマニュアル化しているところがございます。

3点目でございます。確かに私、現在平成23年9月の台風を受けまして避難準備情報、避難勧告、避難指示発表発令基準に沿って運用しているということで、一例として洪水のことを述べさせていただきました。もちろん土砂災害につきましてもマニュアル化してございまして、それについて具体的に申し上げたいと存じます。

まず、砂防課のほうで作成しております5キロ四方で四角のエリアをつくってあるんですけども、それが紀美野町で6区分ございます。その6区分の土砂災害警戒判定分布図というのがございまして、これは和歌山県の砂防課のネット上でリアルタイムでやられているものでございます。そのうち1区画でも警戒避難判定図、スネーク曲線、スネーク曲線というのはちょっと説明を申し上げなければならないと思いますが、スネーク曲線については後ほど説明させていただきます。そのスネーク曲線が2時間後に監視基準を超過するおそれがある場合は、町内全域に対しまして避難準備情報を流すようになってございます。

それから、その6区画のうち1区画でも警戒避難判定図、スネーク曲線が1時間後に監視基準を超過するおそれがある場合につきましては、全地域に対しまして避難勧告を行うものとなってございます。

それから、6区画の土砂災害警戒判定分布図が1区画でも警戒避難判定図のスネーク曲線が監視基準を超過しつつある、もしくは超過している場合におけますは、全地域に対して避難指示を出すというふうになってございます。

ただいまスネーク曲線について申し上げましたけども、そのスネーク曲線というのはちょっと難しいんですが、こういった図が砂防課のほうで示されております。これはいつも常時ネットのほうで見られるものであります。そこで、1時間雨量を縦線にしまして、あと土壌雨量指数を横線にとった、こういうふうな相関図になるんですが、それを点線であらわしていきます。これが蛇がはったような形に見えるのでスネーク曲線と呼んでいるようでございます。

それともう一つは、土砂災害の警戒判断判定図というのがありまして、これを超えてくるというふうなときには、先ほど申し上げたようなことをするわけです。これを全て県内5キロメートルの四角でエリアを指定しております。その5キロメートルエリアを指定されたエリアで情報が流れてくるわけですが、その5キロ四方のメッシュが紀美野

町では6つあるということでございます。それで判断をしておるところでございます。

それからため池であります。ため池につきましてはきちっとしたマニュアル化をしてございません。今後していかなければならないと考えてございます。

それから5点目でありますけれども、議員おっしゃるとおり、こういった緊急の事態におきましては確かにプロであります消防機関、うちは消防本部になりますけれども、その消防本部が締結をしております消防総合援助協定、または緊急消防援助隊へのもちろん呼びかけ、働きかけというのは消防のほうからしていただかなければならないと思います。それとやはり並行いたしまして、町のほうもそういったことに対応してまいりたい、議員御指摘のとおりだと思っております。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 1番、七良浴 光君。

○1番（七良浴 光君） 近隣市町ではこういった避難勧告等の判断伝達マニュアル、これを毎年見直して全職員に配布をしているというお話です。近隣の市町へお伺いして確認したところ間違いがないということで、それぞれの職員が全員持っております。この中に、ただいま総務課長から難しい言葉での曲線とかという話が出ておりましたが、そういう土砂災害に関することなんかも全て明記しております。こういうマニュアルをやはり早急に策定して、職員に配布をしたらどうかと。大事なことであるので、県の情報を見るのも大切ですが、まず基本的なマニュアルを職員が認識した上でそういうデータを見て判断をすると、災害対策本部本部長である町長が判断できるような情報分析をして本部員が町長に進言すると、こういう形で進めていただけないのかなと、こういうように考えます。

それからもう1点、町長が5点目で自衛隊の要請は知事のほうにするんだというお話でございましたが、緊急消防援助隊についても町長のほうから県知事に対して緊急消防援助隊の要請をして、県知事が総務省消防庁長官に対して緊急消防援助隊の要請をすると、こういう流れになっているようでございますので、念のため申し添えたいと思います。

ちょっと長くなって申しわけないんですが、先ほどから総務課長からいろいろと勉強もし、また職員の教育ということもお伺いしたわけでございますが、私が心配するのには、やはり特に避難勧告、避難指示を出す発令をするタイミングが大変難しいのではないかなと、このように考えております。そこで、2事例がありましたので、その2事例についてお話をさせていただいて、参考にしていただくということでお願いしたいなど

思います。

1点目は平成21年7月21日、山口県防府市において特別養護老人ホームが土石流により7名の方が亡くなられたという報道がございました。その後検証する中でいろいろ聞かせてもらい、また文献を読ませていただいたところ、この避難勧告の発令時期というのは避難には最も危険な状況下にあるんじゃないかと。そういうときに避難勧告を出しておるんだけど、この防府市においての避難勧告指示が相当おくれて、災害が発生した直後に発せられたというのが載っておりました。

またもう1点は、兵庫県佐用町において町営住宅に入居されている3家族の方が目と鼻の100メートル先の保育園の避難所へ避難途中、農業用水路が増水して隣接の道路が浸水し、道路と水路の境界がわからず歩行中水路に転落し、濁流に流され死亡されたと、こういうことも載っております。

このことから、やはり前段で申し上げました避難勧告、避難指示の発令のタイミングというのが大変重要かと思われませんが、町の考えをお伺いしたいと、このように思います。よろしくをお願いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） ただいま七良浴議員からいろいろ御教訓をいただきましたが、私はその例をいろいろ調べさせていただきました。この佐用町におきましても、避難勧告を出さずにタイミングを失って、そして避難勧告を出す。したがって、判断をしているさなかに避難をさせたと、そうした結果が書かれておりました。また佐用町の町長とも話をさせていただきました。しかしながら当時はその避難勧告という前段に避難予防とかそういう情報はまだなかったんですね。その後総務省のほうで避難予防とかいろいろ前段をつくりまして、そしてできるだけそれを発令していけど、こういう方針が変わっていますんで、現在ではやはりできるだけ早くそうした情報を町民に伝達をしていくと、こういうふうな姿勢でおりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 再々質問の中にございました避難勧告の判断、伝達マニュアルの件でございます。これにつきましては平成17年の3月に県のほうから避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインというものがございまして、それに従って各近隣市町村もつくっておるところでございます。私どもといたしましては、先ほど答弁で申し上げましたように、この17年の3月に示されましたガイドラインによっ

て避難準備情報、避難勧告、避難指示発表発令基準というふうなものを作成してございます。名前はマニュアルという形になってございませんけど、内容的に同じものでございます。

それとその後、平成24年10月にも和歌山県の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成モデル基準ということで出ておりまして、それに従って現在県とも3回ぐらいのヒアリングを行った後、こういうふうな避難勧告等の判断・伝達マニュアルというものはつくってございます。内容は先ほど申した内容と同じなんですけど、基準は一緒なんですけど、しかしながら答弁の中でもお答えいたしましたように、この26年の4月にも避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインというのが内閣府から示されておりますので、今度はまたそのものに従ってマニュアルをつくっていかなくちゃならない、そういう状況でございます。早急にマニュアルをつくりまして、議員おっしゃるようにやっていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時04分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時04分)

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 再々質問の1点目の職員向けのマニュアルを作成ということについて、お答えいたします。

職員に対する初動マニュアルにつきましては、平成19年の3月につくりまして各職員に配っておるところでございまして、それは冊子となっているんです。それは職員一人一人がそのマニュアルに基づいてそういう状況のときには行動しなければならないということで、1から10まで載せているものがマニュアルなんですけど、それは毎年つくっているわけではなくて、平成19年に策定して、その後一部改正したものについてはお配りしておりますけれども、毎年のそうしたものは今現在つくっておりません。

しかしながらいろんな判断基準であるとか避難準備情報、避難勧告、避難指示っていうのは当然町長なりが判断を下して放送するという形になっておりますし、それぞれの

職員については自分たちは何をしなければならぬかということが一番大事なことであろうというふうな形で考えて、そういう形で活動しなさい、動きなさいというものをつくっておるわけですが、議員から今お示しいただきました近隣市町では毎年作成して職員に配って職員の士気を高めているということをお伺いいたしましたので、それを十分参考にさせていただいて、全職員の士気をさらに高めるような形をとっていきたいというふうに考えておりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君）　これで、七良浴　光君の一般質問を終わります。

続いて、2番、町田富枝子君。

（2番　町田富枝子君　登壇）

○2番（町田富枝子君）　私のほうから2点質問をさせていただきます。

大きな1点目といたしまして、軽度認知症の早期発見についてでございます。

前回の3月議会にも軽度認知症の早期発見について一般質問をさせていただきました。前回は述べさせていただきましたが、2025年以降、日本は団塊の世代が75歳以上となり、未曾有の超高齢化社会となります。厚生労働省の研究班の推計によりますと、2012年の国内における認知症の高齢者は462万人、実に全高齢者の15%に達しており、軽度認知障害の高齢者400万人と合わせると、4人に1人が広い意味での認知症という計算になります。

紀美野町におきましても、3月議会の答弁によりますと認知症高齢者の日常生活自立度2以上の方は昨年3月時点では513人で、65歳以上の高齢者4,016人の12.8%を占めていると聞いています。ちなみに、この認知症高齢者の日常生活自立度2というのは、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態のことです。

また、平成23年夏に実施した高齢者の日常生活圏域ニーズ調査によりますと、自宅で生活されている介護認定を受けていない方のうち、認知症に関する項目で課題のある方は961人、有効回答2,613人中約36.7%とのデータもあります。もちろん認知症に関する項目で課題の方ある全員が認知症というわけではありませんが、かなりの人が認知症に対して不安を持っていることがうかがえます。

そこで、①といたしまして、紀美野町では平成25年から軽度認知障害の早期発見と積極的な予防を目的としてファイブコグ検査を実施しているとのことでした。昨年度は

5月、7月、1月に広報誌等で公募し、総合福祉センターと希望のあったサロン2カ所で実施したとのことですが、昨年度で何名の方がこのファイブコグ検査を受けられたのでしょうか、お伺いをいたします。

②点目といたしまして、もっと多くの方が気軽に検査を受けられるように、毎年の集団検診時に認知症検査を組み入れることができないか、お伺いをいたします。

それから、大きい2つ目の質問でございます。

防災行政無線電話対応システムのフリーダイヤル電話番号のシールについてでございます。防災行政無線の放送内容が聞き取れなかった場合等に再度フリーダイヤルで聞けるように、昨年2月より電話対応システムの運用を開始していただき、大変感謝をいたしております。実施から3回ほどにわたって広報誌等に紹介され、電話番号も載せていただいておりますが、なかなか広く周知されていません。橋本市ではフリーダイヤルの番号をシールに印刷をしたものを各戸の配布し、電話の近くに貼って活用をしてもらっているそうです。紀美野町においてもこのようなシールを作成・配布することはできないか、お伺いをいたします。以上です。

(2番 町田富枝子君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 町田議員の1番目の質問にお答えいたします。

軽度認知症の早期発見についてでございます。軽度認知症の早期発見と積極的な予防を目的として、平成25年度からファイブコグ検査の指導を始めております。この検査は東京都老人総合研究所が開発したもので、検査に必要な手先の器用さをはかる運動の課題として、記憶機能などの検査といたしまして、1つ目が手がかり再生課題、2つ目が文字位置照合課題、3つ目が時計描画課題、4つ目が言語流暢性課題、言語課題でございます。5つ目が類似課題、思考力でございます。からできており、1回目は集団による検査が約45分必要となります。2回目は本人への結果説明と指導を行います。

そこで、議員御質問の昨年度の実績についてはということでございます。総合福祉センターで実施したのは5月は脳のトレーニング教室、OBの方の交流会として9名の方、7月は広報紙で公募し応募された11名の方、1月は広報紙での公募に加え、5月・7月に受けた方のうち希望者を含め22名の方でした。

また、希望のあった2カ所のサロンで9月には12名、11月には14名の方が実施

されております。一部重複して受けられている方もあり、昨年度の実績でございます。実が60名、延べが68名受けられました。

議員質問の2つ目でございます。毎年集団検診に認知症検査を含むことができないかということにつきましては、ファイブコグ検査は1回検査に約45分、その検査結果を出すためには多少時間が必要となります。後日また説明が必要となります。

現在、成人を対象に町で行っている集団検診は、日曜健診は年5回、総合福祉センター、美里支所、長谷毛原診療所で実施しており、住民検診として胸部レントゲン検査と大腸がん検査を5日間で74カ所巡回してございます。

多くの皆様にファイブコグ検査を受けていただくことは必要と考えますが、日曜健診に加えるには対象者が比較的若いことや、スタッフの問題等の課題が多いと思われれます。

また住民検診、レントゲンも短時間で移動するため、十分な時間が確保しにくい状態にあります。集団検診での導入は困難かと思われれます。

なお、平成26年度につきましては、8月以降、町内5カ所で介護予防講座を予定しています。対象は昨年度実施した「日常生活圏域ニーズ調査」で認知症の予防が必要とされた方へ、個人通知に加え回覧等で周知を行い、どなたでも参加できるようにする予定でございます。

実施場所については総合福祉センター、中央公民館、美里支所、自然体験世代交流センター、長谷毛原健康センターの5カ所で、内容は栄養・口腔、認知症予防、運動の3日間シリーズを想定してございます。この2番目の認知症予防の日にファイブコグ検査を実施いたします。

また、適宜サロンのリーダーの方にファイブコグ検査を勧め、希望のサロンに出向き、実施いたします。

ファイブコグ検査ではありませんが、平成26年度には1月から3カ月、脳トレーニング教室（認知症予防教室）の開催を予定してございます。場所は自然体験交流センター、対象は広報等で募集いたします。

この教室の内容は、和歌山県と県立医大脳神経外科が開発したもので、認知症の検査としてMMSEなどを実施することになってございます。このMMSEという検査でございますが、認知症などの疑いのある方につくられた口頭による質問形式で、30点満点で判定する検査でございます。

今後も軽度認知障害の早期発見について積極的に事業を展開し、認知症への発症抑制

に努めていきたいと考えます。以上で答弁を終わります。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 私からは、町田議員の2番目の御質問でございます防災行政無線電話対応システムのフリーダイヤルの電話番号のシール配布についての御質問にお答え申し上げます。

議員御質問にありましたとおり、平成25年2月より防災行政無線の放送内容をフリーダイヤルにて電話で聞いていただくことができるようになっております。広報へも運用を開始した昨年2月号、台風シーズン前の8月号、そして梅雨時期を前に本年6月号と3回、今まで案内をさせていただきましたけれども、広く周知されていないことにつきましてはおわびを申し上げたいと思います。

議員御提案のフリーダイヤルの電話番号を印刷したシールの配布も、システム構築当初検討いたしましたんですけれども、若い方で携帯電話のみ御利用の御家庭や固定電話をお持ちの御家庭で短縮ダイヤルなどの事前登録、または携帯電話への登録等される方もおられるということ想定いたしましたので、見送っておりました。

しかしながら、議員おっしゃるとおり広報紙への掲載だけでは後日まで記憶が残らず、つつい忘れてしまうことがあると思いますので、シールの配布につきましてはシールの大きさや数字の大きさ及び配布の仕方などを考慮した上で前向きに検討させていただきたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 2番、町田富枝子君。

○2番 (町田富枝子君) 1点目の軽度認知症の早期発見についてでございます。

この軽度障害は認知症の前段階の状態、加齢に伴う物忘れと似ているため判別が難しいと言われております。軽度認知障害の人が適切な予防なしに放置された場合、5年間で約半数が認知症に移行するとの研究報告もあり、認知症対策は喫緊の課題です。認知症には特効薬がなく予防で食いとめるしかないことから、早期発見が非常に大事になってくると思います。最近物忘れをよくする、人の名前が出てこない等、私自身もよく経験することですが、しかしながら物忘れ外来や認知症外来に行くには抵抗があります。先日も小さな集まりの中でそのことが話題になり、集団検診等の中で認知症検査もしても

らえたらありがたいなあという話になりました。

このファイブコグ検査なんですけれど、45分かかるといのはちょっと私もわからなかったんです。前回に私が頭健康チェックということで埼玉県幸手市のお話をさせていただきましたが、これは10分ぐらいで1回のテストが済むんです。10項目ぐらいのチェック項目があって、その質問に答えていだけで軽度認知障害を97%の精度で判別することができるという、そのことを前回紹介させていただきました。こういうふうな時間の余りかからない検査であると、集団検診の場所でもできるんじゃないかって。その集団検診ですけれど、若い人たちも含むということではなくて、ある程度65歳以上とか設定をしていただければいいのと、そしてどの会場でもやってほしいというのではなくて、それこそ総合福祉センターとか大きな美里支所であるとか、そういうふうな大きな場所での認知症のそういうふうなスクリーニングテストっていうのをしていただけたら、本当に皆さん気軽に受けられるんじゃないかなって、そんなふうに思いますので、再度やり方等も考えていただけないか、もう一度、再度お伺いいたします。

それから、この防災行政無線電話対応システムのフリーダイヤルの電話番号のシールについてですが、今課長のほうから前向きにというお話をいただきましたので、できるだけ早くまた皆さんの御要望に応じていただけるようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 再質問で、ただいま判別が難しい、対策がどうしても必要やと、集団でできないかということでございます。ファイブコグ検査については少し時間がかかるので、ほかのやり方も今後検討していきたいと考えます。やり方についてもいろいろと他のやり方もございます。それについて、また一度課のほうで保健師を交えて検討を行いたいと考えます。

場所については総合福祉センターとか美里支所、もしくは本庁でというふうな御意見だったと思うのですが、それも含めて一度検討に加えたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 町田議員の再質問といいましょうか、御要望にお答えをいたしたいと思います。

シールにつきましては、議員から教えていただきました橋本市のシールも、どうい

シールかというのを取り寄せてございます。ただ先ほど申しましたように、シールの大きさや数字の大きさ、また配布の仕方等できるだけ早く考慮・検討いたしまして、前向きに実施の方向で検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君）　これで、町田富枝子君の一般質問を終わります。

続いて、5番、北道勝彦君。

（5番 北道勝彦君 登壇）

○5番（北道勝彦君）　質問させていただきます。

①若者定住について。少子高齢化の中であって、町内に若者定住を促進するためにどのような対策を進めているのですか。

②老人介護保険料について。住民は介護保険料が高いと言われています。保険料が高いのはどこに問題があるのかお尋ねします。

③農林業の振興について。森林整備の推進について、また農家の所得向上の対策について、どのような対策をとっているのか、お聞きします。

（5番 北道勝彦君 降壇）

○議長（小椋孝一君）　企画管財課長、中谷君。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇）

○企画管財課長（中谷嘉夫君）　北道議員の第1問目の若者定住について、答弁させていただきます。

和歌山県では、少子高齢化により人口100万人を切っている中で、本町におきましても少子化・高齢化に伴う過疎化が進み、特に山間部集落においてその傾向は著しいものとなっております。

このため、若い世代の町外流出を食い止めるとともに、町外からの移住促進をさせる施策を展開していくことが人口対策において重要であると考え、若者定住対策に積極的に取り組んでいるところでございます。

議員御承知のとおり、まず若者定住促進事業でございますが、この事業は、若者の定住促進と活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進するため、町内に居住しようとする40歳未満の若者に対し、住宅を新築・購入または増改築に対して補助金を交付するものです。

この制度は平成23年度に創設し、現在までに44組に活用されています。このうち町内の方が26組、また町外からの移住者が18組となっています。また平成24年度

に、制度を利用しやすいように補助対象額を当初350万円以上であったものを250万円以上対象に変更しています。

次に移住交流事業は、空き家などを活用したUJIターン者を町内各地域に受け入れるという人口対策の一環として平成18年より実施していますが、現在までで町外から45世帯89名を受け入れています。このうち若い世代として40歳未満の世帯が16世帯となっています。

また平成24年度に実施した下佐々住宅第2団地跡地の宅地分譲事業では、25年度に6区画を完売しております。このうち5区画が町内の28歳から37歳までの若い5組の皆さんとなっています。

また、これらのほかに福井檜山団地に町営住宅4棟8戸を建設中です。

このほかに施策として若い世代を対象とした事業としては、中学3年生までの医療費支給事業など、子育て支援対策や母子保健対策についても事業を実施しております。

これら各種事業を総合的に展開していくことにより、若者定住対策として若い世代が安心して住んでいただけるよう、まちづくりを推進しているところです。

以上、若者定住についての答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 私のほうから、北道議員の2番目の御質問に対してお答えさせていただきます。

介護保険料が高いのはどこに問題があるのかということでございます。介護保険の財源構成は、50%が税金で賄われます。残り50%については保険料で賄うこととされてございます。40歳から64歳の保険料、2号被保険者と申します、これが29%、それから65歳以上の保険料、第1号被保険者と申します、これが21%の割合となっております。3年間を1つの計画期間とされており、その3年間に要する給付費相当額をもとに保険料を設定いたします。介護給付費相当額が高い場合は、おのずと保険料が高くなる仕組みになってございます。

現在の保険料は平成24年度から平成26年度の3カ年であり、第5期介護保険事業計画により算定された保険料で、標準額が月額5,900円でございます。

保険料が高い理由といたしましては、紀美野町における認定者数が1,000人あり、

高齢者4人に1人が認定されております。受け入れ施設の充実等が図られていることで、町民の皆様が安心して利用していただいているのが現状でございます。そのために給付費が増大しているところでもあります。

保険料を低くするには給付額を少なくしなければなりません。介護状態にならないように介護予防事業に取り組む必要があり、現在積極的に取り組んでいるところでございます。今後も介護予防を積極的に進めたいと考えてございます。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 北道議員御質問の3番目の農林業の振興について、お答えさせていただきます。

まず1点目の森林整備の推進についてですが、紀美野町の森林面積は9,622ヘクタールで、総面積の75%を占めてございます。森林は水資源の涵養、土壌保全及び自然環境保持、また地球温暖化等環境の保全に大きな役割を果たしていることについて認識が深まる中で、一層重要なものとなってございます。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は、林業に携わる人の高齢化と木材需要の減少、木材価格の低迷により十分な手入れが行われていないため荒廃が進んでおり、将来的に土砂災害の発生や景観の悪化などが紀美野町だけではなく全国的に懸念されているところでございます。

このような状況の中で、紀美野町では平成23年度に紀美野町森林整備計画を立て、10年計画で森林施業の推進、作業路の推進、機械化の推進等、林業生産の向上を図るとともに、国の制度及び県の制度を活用しながら森林組合との連携により林業の振興を進めている状況でございます。

町といたしましても、平成25年度より単独事業で搬出間伐材に対し1リユーベ当たり1,000円、100万円の支援を行ってございます。

2点目の農家の所得向上についてどのような対策をしているのかとの御質問でございますが、農業におきましても高齢化と後継者不足により耕作放棄地の発生が増加し、その上鳥獣害による農作物の被害で耕作意欲が失われる状況でございます。

このような現状の中で、町におきましては、さまざまな補助金を受けながら農業振興に取り組んでいるところでございます。

国・県の制度を活用し、農地の維持や共同活動費として交付される中山間地域直接支払交付金や米の直接支払交付金、新規就農者給付金、鳥獣被害に対する防護柵の設置などの支援や、町単独として農業経営支援事業により近隣の市町村が行っていない農業機械等購入にも支援を行い、好評を得ているところでございます。

また、高齢化や遠方で農作物の出荷ができない農家に対しては町内7カ所の集荷場所を設置し、とれたて広場まで農作物の出荷サポートの支援も行ってございます。

さらに、26年度より国が創設しました水路の泥上げや農道の草刈りなど、高齢化とともに困難となってきました共同活動費に対して交付される農地維持支払や資源向上支払の多面的機能支払交付金についても、去る5月21日に地区への説明会を開き、現在取りまとめているところでございます。

今まで申し上げましたさまざまな支援は、農家の所得向上につながっていくものと認識してございます。以上、農林業の振興についての答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 5番、北道勝彦君。

○5番 (北道勝彦君) ①若者定住について。いろんな対応をしていただいていると思いますが、議会研修で行った町村では保育料無料、新築祝い金、結婚祝い金、出産祝い金、入学祝い金などを行っている町がありました。紀美野町もそのようにしてはどうですか。

②老人の介護保険料について。保険料はこれからも下がらないのか、お聞きします。

③農林業の振興について。あらゆる植物、杉・ヒノキは弱ると子孫を残そうと多くの種、花粉をつけます。現在のままでは造林が少なく、日本の山は死んでしまいます。杉・ヒノキの間伐と枝打ちを行えば花粉の量が大変少なくなり、花粉症が昔のようになくなり、田舎の若者の働く場所ができます。このような山にしたのは、国や県が森林組合をつくり、造林を切り、杉・ヒノキを植林させたことにあります。木が大きくなると商社や企業が貿易を行い、お金もうけをしなければということで日本中の田舎を犠牲にしてみました、その結果です。

国や県は、間伐・枝打ち費用を全額出さなければならない責任があると思います。国や県に働きかけていただきたいと思います。働きかけていただけますか。

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時42分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時43分）

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） まず、北海道議員の再質問の第1点目にお答えいたします。

研修で行ったところが保育料、また結婚祝い、出産祝い、ただにしていたと。だから紀美野町もそれをしたらどうかと、何か単純な考えで、今まで議会でいろいろ申し上げてまいりましたが、この紀美野町におきましてはそういう一時的なことじゃなしに、やはり医療的な長い補助とかそうしたことに力を入れていきたいということで再三申し上げておりましたので、これにつきましては今後ともやはりその方針に沿ってやっていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

あとは各課長が答弁いたします。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 再質問で、保険料はこれからも下がらないのかという質問でございます。

ただいま、先ほども御説明したとおり、介護保険事業計画というのを現在平成26年度で策定中でございます。資料の中から見ると、第1号被保険者、要介護度認定者数の推移というのが平成17年、18年ぐらいから横ばいというふうな形で、特段目立って上がってきてはございません。やはり町の人口の関係もございまして。介護保険事業計画によって保険料が算定されますので、今現在のところ上がることも下がることも申し上げにくいという考えでございます。なお、国の保険料推移については今後まだまだ上がっていくということを聞いてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 北海道議員の再質問ですけれども、杉・ヒノキの花粉が大変社会的にも問題になってございます。それで、間伐をすれば少なくなるし若者が働けるんじゃないかということで、間伐費用を全額国へ働きかけをするのかということだったと思うんですけれども、平成24年度におきましては間伐をするための作業道、これは4路線で5,246メートル行ってございます。それから平成25年度におきましては作業路4路線で3,883メートル行ってございます。間伐につきましては平成24

年度で122ヘクタールの間伐を行ってございます。それから25年度の間伐におきましては123ヘクタール行ってございます。これの搬出間伐ということで、町の事業により100万円の補助も出しているところでございます。森林組合への国からの直接補助ということもございまして、わかりにくい点もございしますが、森林整備計画にのっとり積極的に国のほうへ働きかけていきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 5番、北道勝彦君。

○5番（北道勝彦君） 紀美野町は住民のために大して必要でないところは廃業にして、もっと住民のためになるところにお金を使ってはどうか。例として天文台、年に約3,500万円とかいろいろなところがありますけども。

②老人の介護保険料。これはもう答弁は結構です。

③農林業の振興について。補助は出しているんだけど、木は金にならんさかい住民からの要請がないと思うんよ。だからいつも伐採とかそういうこともやられてないところが多い。これはやっぱり無償にしてもらわな、国で金出してもうて、山いっこも良くなることないわ。要するに100年もたって間伐していったら、中に雑木が生えてくるのよ。そしたらイノシシでも食べるものがあるし出てけえへん。今の状態やったら田舎が犠牲になるばかりや、いろんなことで。畜産業らでも田舎で大分生活した人が多かったけど、この企業の外国とつき合いするための、皆犠牲になってもた。要するに田舎はこんだけ犠牲になってるのに国は何もしてくれん。もう江戸時代と同じや、行政は。官僚行政でな。やっぱりこういうことを田舎としてほっとくわけにいかん。やっぱり田舎の町長として、こういう紀美野町から発信してもらわな困ると思うんよ。その点どうですか。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時50分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時52分）

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の再々質問にお答えいたします。

3点目の森林整備の振興についてということで、国の政策によってそうした杉・ヒノキ、これを植えていったんだから国において全面的にこれを伐採すべく費用を出してもらえと、こういう御指摘であったかと思うんですが、今この町におきましては間伐材の伐採計画、これを実施いたしておりますし、またこの木を出すための林道整備、これなんかも毎年やっております。そんな中で、やはり自分の山は自分で守る、これがもう鉄則でございます。したがって、今後ともできるだけ国からそうした間伐材の補助、また伐採の補助等をいただきながらやっていきたい。また、これはもう議員も御承知だと思いますが、町独自におきまして1㎡当たり1,000円という費用を補助しております。そういう中で、やはりそうして進めていこうという姿勢でやっておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時54分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時55分）

○議長（小椋孝一君） これで、北道勝彦君の一般質問を終わります。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時56分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

続いて、6番、向井中洋二君。

（6番 向井中洋二君 登壇）

○6番（向井中洋二君） それでは、1点だけお伺いをします。

防災対策について。南海トラフ地震等による災害に備えるため、また災害時の孤立対

策として町内に16カ所の防災ヘリコプター場外離着陸場が紀美野町防災マップに掲載されているところではありますが、安全に離着陸ができるのか、また防災ヘリポートの今後の整備計画についてお伺いします。

(6番 向井中洋二君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 向井中議員の防災ヘリポートの整備計画についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、紀美野町防災マップには16カ所のヘリポートを掲載させていただいておりますが、防災マップ作成後におきましてもヘリポートに適した場所を探してまいりましたが、求められる離着陸帯の面積も広い上、付近の建物や木々、電線、架線等障害物がないことなどの条件があり、なかなか敵地が見つからないのが実情でございます。

ヘリポートの整備計画につきましては、1カ所でも多く敵地を今後とも継続的に探してまいりたいと考えております。

また、より安全に離着陸できますよう、現在長谷毛原中学校のグラウンドの一部を舗装し活用できないかと計画を進めているところでございます。場所は長谷毛原中学校のグラウンド内東側を考えております。当該グラウンドは保育所、小学校、中学校、高等学校並びに地区の住民の方々が一緒に合同で運動会も開催されると聞いておりますので、運動会の際にもグラウンドとしての機能を損なわないエリアを学校長や教育長の理解の上で選定させていただいております。当場所は紀美野町防災マップに掲載されております16カ所のヘリポートの1つでございまして、舗装をすることにより砂じんの巻き上げも減るため、付近住民への砂埃により御迷惑を減少し、あわせてヘリコプターのエンジントラブルの未然防止につながるものと考えてございます。

今後におきましても地域の安全と安心につながるヘリポートの新設及び整備につきまして積極的に取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 6番、向井中洋二君。

○6番 (向井中洋二君) 防災マップにある16カ所の防災ヘリコプターの離着陸

場ではありますが、これは今言われたとおり見直しをかけているところであるならば、この防災マップというのも新しくやり直しているのかどうかということをお伺いしたいのと、またどこが安全におりられないところなのかということも再度お聞きしますとともに、長谷毛原中学校を整備お考えだということなのですが、先ほど課長が言われたとおり地区の中心的な学校としてまだ今も現存する学校でありますので、授業等にもどういう影響が及ぼされるのかということもあわせてお聞きします。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 向井中議員の再質問にお答えいたします。

私が申しあげましたのは、16、今防災マップに掲載されておると、その16あるものをふやすということをもまず心がけてやるんでありますけれども、なかなか求められる諸条件が厳しいものがございますので、この16以外に新しくヘリポートを探すのには苦慮しているということも申しあげました。

そして16ある中でも、砂が舞い上がってどうこうという話がございますので、その16の1カ所であります長谷毛原中学校のグラウンドの一部を舗装し活用する計画を進めておるということでございます。今後、こういうヘリポートがふえた場合はまた防災マップのやり直しということも考えてございます。以上でございます。

それと、もちろん今現在使われている学校でございますので、ヘリコプターがおりてくるときには音もしますし、いろんなことがございます。ただ、年間を通じまして頻繁にそういうことがあるということではございませんので、東部地区におきましては議員もおっしゃられていますように一朝有事のときには孤立するというおそれもございます。その中で、やはりああいう広い場所をそういうヘリポートにしておくということは、ちょっと学校のところで授業に影響という時間帯もあろうかと思っておりますけれども、私どもとしては必要なことであるという中で、この16の中の1つに入れさせていただいておるところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 6番、向井中洋二君。

○6番（向井中洋二君） 新しくそういった形で整備を考えていただけるということは大変すばらしいことだと思いますが、今の御答弁では16カ所は離着陸には安全であるということで理解していてよろしいのでしょうか。

それとまた今後もそのほかの離着陸場の整備計画について、また町長のほうのお考えもあわせてお伺いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 向井中議員の再々質問にお答えいたします。

安全であるかっていいますと、一応パイロットにも見ていただいて、ここならおりられるという箇所が16カ所なんです。ただ、災害のときはそうなんです、やはり近隣に家等がございますと、非常時ですんで、おりてくると家の瓦が飛ぶ場合もございます。それとあわせてドクターヘリ、これの関係もございまして、実はドクヘリも運動場へおりますと、そのドクヘリのエンジンが故障するとか、また近隣のそういう建物等に小石が飛ぶというふうなこともございまして、ドクヘリがおりる場合は必ず運動場へ先に着いて水をまいといてと、こういうふうなお話もございました。

その中で、アスファルト舗装をしとかんと救急車が走ってくるその前を消防車が走らんらんとというふうな事態になりますので、この際防災ヘリも兼ねて長谷毛原中学校へつくりたいと、そしてまた整備したいということです。

それと今後、この防災ヘリの発着場、これはやはりつくりたいです。しかしながら、その範囲が非常に広い。そんな中で近隣に家屋等があれば、瓦なんかも飛ぶ、またその家に被害が出るというふうな箇所があちこちがございます。したがって、ここならいいなとってできるのは本当に少ない。そんな中でも文化センター、このところなんかは一番いいように思います。しかし今後とも各地区にできるだけ防災ヘリポートをつくっていききたい、そのように考えております。

ただ、この防災ヘリポートをつくるのにもやっぱり予算的な財政的な面もございまして、できるだけ県の補助金を使いながらこれをつくっていききたい、そのように考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） これで、向井中洋二君の一般質問を終わります。

続いて、13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） それでは4点の質問を行ってまいります。

まず初めに医療・介護総合法案でございますが、国会で今大きな問題になっています。5月の14日には、衆議院の委員会で自民・公明、この2党だけで多くの野党が反対する中通過いたしました。政府はこの介護保険、14年前に家族介護から社会で支える介護へというスローガンで導入されました。しかし実際には要介護度に応じてサービスや支給額が制限されて、スタートの当初から保険あって介護なしという批判が出ていまし

た。ここに来て、この介護保険が破綻することが見えてきたということでしょうか。本来なら国の予算を投入にすることによって、この介護保険が破綻しないように、そのようにしていかなければならないところがございますけれども、それを利用者を減らすと、利用しにくくすることによって、利用者を減らすことによって、この介護保険を延命させようと、そういうふうなところがあるように思います。

そして、既に報じられているように、要支援を介護保険から外す、また来年度まで看護師の配置の厚い患者7人に対しまして看護師1人の7対1病床のベッドを全国で9万床減らすと、こういうふうなことまで言っているわけでありまして。要支援を介護保険から外すことについては、要支援者を自治体の行う地域支援事業に入れてしまうと、そのようなことでサービス内容は自治体任せということで、事業の予算も上限がつけられ、実質的に給付費の削減を義務づけられるというふうなところにあるようでありまして。つまり現行制度ならば要支援事業に毎年5ないし6%のペースで自然増があるわけがございますけれども、これを後期高齢者の人口の伸び率、これは3ないし4%だそうなんですけれども、この5ないし6%を伸ばしていったらちょうどいいところを後期高齢者の人口伸び率に合わせると、3ないし4%以下に抑え込むという、そういうふうなことで給付費を下げるという、そんなようなことでもあります。

この目標を達成するために、市町村は新事業を実施するため予算には政府から介護給付費を何十%するんかと、シーリングっていうんですか上限をつけてこれされると。また厚労省は、今後策定する新事業のガイドラインで各サービスの単価や人件費を現在の訪問・通所介護の報酬以下に設定するように義務づける方針のようでありまして。

こういうふうなことでありまして、言っているところのNPOなど、ボランティアやNPOなどとよく言っていますけれども、多様な主体に任せるサービスということでもありますけれども、既存の介護事業所の担うサービスも現行のサービスよりもコストを低く抑えてベースのサービス体系を考えさせると、厚労省は説明しているようでもあります。

このNPOやボランティアなんて、うまくいけるところ、うちがあるんかどうかわかるかそれも答えていただければありがたいんですが、なければ現在通っているところ、あるいはヘルパーを派遣してもらっているところ、その事業所でやってもうてもいいよということでもありますけれども、そのお金はどうなるのか、このように恐らく抑えられてくるというふうなことに考えられるようでもあります。

その一方で厚労省は新事業の利用料について、要介護者の利用負担を下回らないよう

に、要支援の方々が今度新しいところに行けっということなんですけども、その要介護の利用負担より下げたらいけませんよと。だから払うのを、サービスは恐らく落ちてても払うお金は、個人の負担は下げてはならないというふうなことも言っているようなんですよ。本当にとんでもないことだと思います。利用者には必ず1割以上の自己負担を求めて、さらに今度は追加負担や一部自費負担などを徴収するというふうなことであります。

このような給付抑制を進めるのは地域ケア会議、今度法律が通っていけば市町村に義務づけられるようでありますけども、地域ケア会議ということで地域全体で高齢者を支えるためのネットワークづくりですか、そういうことでお医者さんや他職種の方が参加してつくられて、その地域ケア会議の職務というのはケアプランの個別事例の検討も含まれ、個々の要支援者へのサービスの卒業が指示されると。つまり、もうあなたぼちぼち介護サービスを受けているけどやめたらどうですかとか、ごみ出しなんかボランティアの方に頼んだらどうですかというふうな形で、卒業という言い方の切り捨てが言われるようであります。

また、今後なんですけど、今1割負担なんですけれども、これについても法律事項ではなくて政令であるということで、一旦通ってしまうと今度は2割、3割と、よく言われているんがやっぱり医療関係のように3割というふうなことにも行く行く見直されていくんじゃないかというふうに言われていますけれども、そんなこととか入所者の方々等が関係あるんでしょうけども、食費や居住費などのホテルコストっていうやつ、これも所得の少ない方があったら補足給付っていう形で見えてくれたのを、例えば世帯分離して旦那さんと奥さんとか世帯分離してたりしてたのを同じように見られて、そういうふうな補足給付が認められない、そんなことがあったりするようなんですけども。例えば例として18万円の年金をもらっている旦那さんと国民年金の6万円と、ざっと6万円の奥さんがおられて、その奥さんが入所している場合にこれが負担が6万円かそこらなんですよね。それが旦那さんの18万円があるために毎月の施設に払うお金が12万円になってくると。ですから、18万円と6万円とで24万円、そのうち12万円が施設に払わなければなりませんから、これで家を借りてたりとかいろいろなことでお金が必要たら大変な状況になってくると思うんですけど、そういうふうなことになってくると。まさに介護で介護難民が起こってくる。そういうふうなことが心配されています。

こういふことで、じゃ、施設に入らんとっということになってくると、介護保険制度、

14年前から入れられたそうなんですけれども、この間に介護離職、介護のためにやめられる方、あるいは550件を超える介護心中・殺人というふうなまさに悲惨な事件も起こっているようなんですけれども、これがさらにふえてくるというふうな心配もされるわけなんです。ですから、町としてこの問題についてどのように捉えられているのか、そしてもしもこの法律が通った場合に町としてどのように対応を考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、この6月議会の冒頭のところで町長が挨拶で憲法の解釈改憲について述べられてまして、慎重にという言葉が言われました。国民投票を実施して改憲を進めるならば、憲法を変えるための正式なルールっていうことなんでしょうけれども、それをしなくて解釈で、それも内閣だけでこの解釈を進めていくと、これは大変問題であると思います。こういうことで実質的な改憲をされていくと、これはまさに立憲主義というところが崩れてしまうんです。

今まで自民党の大変大物政治家たちがそのことに対して、憲法を変えるのは私らはやぶさかではないが、このルールを破ってのやり方はけしからんと、こういうことをたくさんの方々が言っておられます。実際、憲法ちゅうのは国の中心であって、こんなことまさに皆様方に言うのはおかしいんですが、本来法律っていうのは国が我々を縛るんですよね。人のものをとったらあかんとか、あるいは酒を飲んで運転したらあかんとか、こういうふうなことになるんですけれども、憲法はそうではなくて我々国民が国、政府のやり方を縛ると。ですから先ほど来皆さん方も質問されているように、最低の文化的な生活を送る権利、25条ですか、そういうものがあったり男女平等があったり、あるいは9条という戦争をもうしないんだと、こういうふうな大事なところで国に対して国民はこうしなければなりませんよという、これは憲法なんですよね。これでバランスをとっているのが立憲主義、現在の進んだ国というところのルールであると思います。

これを縛られる側の政府が勝手にこの憲法を変えると、当然変えるならば自分らの都合のように変えていくのは見え見えなんです。こんなことは絶対してはならない。政権が変わるたびに憲法の解釈がころころ変わるようなことでは、まさに他の国々からも日本をまともに見てもらえないと、こういうふうなことになってくるかと思います。

これはきょうの朝日新聞なんですけど、ネットでは随分出ていましたけれども、朝日新聞に国内13社が武器見本市に参加したと。パリで開かれておった陸上兵器の国際展示会、ユーロサトリっていうんだそうなんですけれども、これに日本の13社が参加したと。ち

よっと例として出てるのが三菱重工が戦闘機、戦車、潜水艦、護衛艦など、川崎重工が潜水艦、ヘリコプター、ミサイルなど、日立製作所が情報処理システム、ソナーなど、東芝がミサイル、レーダーなど、富士通が情報通信システムなど、NECがレーダー、情報通信システムなど、このほかにフロントライン、藤倉航装、池上通信機、ジャパンセル、クインライト電子精工、VSテクノロジー、クライシスインテリジェンスの7社が参加したと、こういうことでそれぞれ製品から、あるいはまだ製品になっていないものも含めて出品をしたようであります。

このように武器というのが大変もうかるので、1つは武器輸出3原則の見直しもあつたりしたこともあるんですけども、このもうかる資本主義最後の産業と言われる軍事産業、これを進めていく上でも、やはり日本が戦う国になるほうが都合がよいというところが非常に背景にあるのではないかと思います。

しかし、我々地方自治体としても憲法に5原則の中の地方自治というものがあつたりしているわけございまして、これを大事にしていかなきゃならない。そして私たちも特殊的な公務員ですけども、含めて憲法を守らなければならない義務があるんですよ。そういうふうな中でこういうふうなことの動きがあるってことについて非常に危惧いたしますし、私たちは町民の皆さん方の平和と暮らし、それから財産を守るというふうな意味からしても大変ややこしいんですけども、何にしても憲法を解釈で変えるというふうな立憲主義に反するこのような行為に対して、町長の見解をお聞きしたいと思います。

次に、一昨年より、もう一つ向こうだったんですね、台風で大変あちこちに水害の被害が起きました。これについてはそれぞれその地域における課題もあるかと思うんですが、私は以前質問いたしました志賀野地区において水害が発生したということで、西野から釜滝の境目あたり、その付近にかかっている蓑原橋っていうんですか、水道がある橋、ここの影響が非常に大きいというふうなことで質問したわけであります。

課長のほうの答弁は、それは間違っていないわけで、あのときの直後の水が増水したときにその橋はつかっていなかったと。その程度の問題だったらつからんわけなんですけども、23年なんですか、あのときの水というのは真国川では昭和28年のあの大水害のときよりも増水したようで、総雨量も多く水が来たようであります。

地域の方々のお話を聞いてみましても、水が川から来たんじゃないなくて、要するにシェルダーがありますけれども、上から石が落ちてこないように、あの県道から来たと。ちょうど県道が蓑原橋があつて川の水を妨害すると。で、そのもう一つ上にはちょうどふ

れあい公園のこっち側の谷があって、その谷の水も入ってくると。そういうふうなことで非常に高くなってきて、しかも県道よりも低いところに橋の強化板っていうんですか、あれがあると。これは明らかに見ても水の流れの障害になっている、そういうことで、うまく水が流れなくて一部は県道を伝って釜滝のほうに流れる。またあの地域をずっと冠水させていったと、こういうふうなことになっていったんではないかと思います。

やはり今後一旦この28年の水害並みかそれ以上の水が来たということは、今後のことを考えればまたそういうことも当然考えられるわけですから対策というのも考えていかなきゃならない、そういうことで、やはり蓑原橋について検討が必要ではないかと思いますが、御見解をお聞きしたいと思います。

最後に、小中学校のエアコンの設置についてお聞きしたいと思います。これも9月議会に質問したんですけども、エアコンの設置については文科省の指針で学校環境衛生基準で人間の生理的などころで10度から30度っていうことなんですけど、児童生徒の生理・心理的に負担をかけない最も望ましい条件として冬は18度から20度、夏は25度から28度というのが望ましいと、こうなっているわけです。そういうふうなことで現在改修された野上中学校はエアコンの設置がされてきているわけですが、ことしは少し暑いときもあったんですけど、今ちょっと最近は余り温度も上がらない状況にあるんですけども、何にしてもこう言うのはなんですけど、いよいよ来年、再来年から交付税の減額が始まってくるという合併のマイナスの条件が出てくる心配があるんですけども、そのようなことも考えて徐々に計画を進めていかなければ大変なことになると思いますし、また今これに対する補助金もあるというふう聞いております。そういうふうなことで、このエアコンの設置について、対策についてどのようにお考えであるのかお聞きしたいと思います。

以上、4点について御答弁を願いたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) それでは、美濃議員の御質問にお答えいたしたいと思いません。

まず第1問の介護保険に絡む件につきましては保健福祉課長から、そして3問目の蓑原橋の件ですか、これにつきましては建設課長から、そして小中学校へのエアコン設置

については教育のほうから答弁をさせていただきます。私のほうからは2問目の憲法改正に絡んでの御質問に対する答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり現憲法は1946年11月3日に公布されまして、1947年、昭和22年5月3日に施行されてから現在に至るまで約67年間改正は行われておりませんが、現在、安倍首相は「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告を受けまして、憲法解釈の見直しの検討の進め方に関する「基本的方向性」について表明をいたしまして、そして集団的自衛権の行使を行おうとしておるところでございます。

それを受けまして、国会において激しい論戦が行われておるところでございます。憲法は国の統治の基本原則であり、最高法規であります。過去におきましても内閣法制局が「我が国は集団的自衛権の行使は憲法上認められない」として、歴代政府もこの解釈に従いまして「集団的自衛権の行使は行わない」としてきた経緯もあります。現政府の憲法解釈の見直しにつきましては、国会議員や国民の間でも賛否が分かれているところでもあります。

町長の立場といたしましては、前段で申し上げましたことにつきましては、国会が議決をもって決定することでございますので、本議会開会の挨拶でも申し上げましたように、これらの問題は国の統治の根幹をなす大きな問題であり、今後国会において十分議論され、慎重に審議されることを強く望むものでございます。

以上、簡単ではございますが、美濃議員の2番目の御質問の答弁とさせていただきます。以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 美濃議員の1番目の御質問にお答えいたします。

医療・介護法案が国会で大きな問題になっているが、この法律について町はどう捉えているかということでございます。この法案は参議院を通過していないところであり、現在わかっている内容の概要について説明させていただきます。大きなポイントが3つあります。1つ目が、新たな基金の創設と医療・介護の連携強化、2つ目は地域における効率的な医療提供体制の確保、3つ目が地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化、以上が今回の内容と聞いています。まだまだわからないことがあることを申し添えます。

そこで、議員御質問の要支援者が介護保険の適用から外されてしまうこと、あるいは特養への入所にも制限がかかっていること、入所者も自己負担がふやされること、医療のベッド数も減らされるとありますが、現在わかっている中では要支援1・2のサービス利用者のうち専門的なサービスを必要とされる方以外の方は、介護保険の予防給付から地域支援事業、町が行う訪問型サービス、通所型サービスへ移行すると聞いてございます。

特別養護老人ホームについては、在宅で生活が困難な要介護3以上の要介護者を支える機能に重点化を図ることが必要と聞いてございます。

また、費用負担については低所得者の保険料の軽減を拡充するなど、公平化されると聞いてございます。

医療関係が県知事に病床の医療機能等を報告し、医療計画を策定し、ベッド数等について計画されることと聞いてございます。

まだまだわからない点も多く、今後の状況に注視しながら今まで以上により良いサービスの提供を検討していきたいと考えています。

続いて、要支援者については別の制度で町がサービスを提供することになるようだがとありますが、現在わかっている見直し内容の案では、要支援1・2の方に対し新しい訪問介護サービス・通所介護サービスに見直されると聞いてございます。

財源につきましては、介護保険で賄うと聞いてございます。また、サービスの単価は現在の単価以下で市町村が設定することになるということも聞いてございます。

指針、ガイドラインが示されていないためまだまだわからない点も多く、今後法案の状況に注視しながら、今まで以上により良い予防介護の提供を検討していきたいと考えております。

先ほどの御質問の中に介護に係る現在のNPO法人とかボランティアはどうですかという御意見があったと思うんですが、現在特に把握はしてございません。以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、山本君。

(建設課長 山本広幸君 登壇)

○建設課長 (山本広幸君) 3問目の西野地域の水害の蓑原橋の関係について答弁します。

議員からは平成25年9月議会でも西野地域の水害や蓑原橋についての質問がありましたが、再答弁で私が現地へ調査に行ったときは、まだ橋げたから河川の水位までは約2メートルぐらいの差があると申し上げました。

また、中谷モーターズ店の下では県道まで約50センチぐらいまで水が迫っているとも申し上げましたが、その後に橋げた、議員が言われている橋の下の補強板までの水位になったと思います、そのときは既に県道は冠水していたものと思われます。

たとえ橋全体がつかったとしても、川の流れはその部分がせり上がるだけで、付近全体の水位を上げるだけ河川の流れを閉塞するものではありません。

また、今までに橋を越して流れたと聞いたことも流れた痕跡もないことから、橋による水害の原因ではなく、以前からこの付近の川の流れや河床の勾配等、全体が原因との見解から、真国川や貴志川については全体の整備や改修の必要が不可欠とのことで、県知事や県議会に河川整備の要望をしているところでございます。

現在、県では、貴志川・真国川につきましては紀の川水系貴志川流域河川整備計画策定に向けた作業を進めていただいておりますが、できる限り早い時期に整備や改修工事の着手をしていただけるよう、今後も強く要望や陳情を続けていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

(建設課長 山本広幸君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務学事課長、中尾君。

(総務学事課長 中尾隆司君 登壇)

○総務学事課長 (中尾隆司君) 美濃議員の4番目の質問、小中学校へのエアコンの設置についてお答えいたします。

議員御質問の小中学校へのエアコンの設置につきましては、現在町内小・中学校のうち、設置につきましては野上中学校だけになっております。

野上中学校では空調設備の運用マニュアルを作成いたしまして、生徒の体調並びに学習環境を考慮する中で、年間光熱水費の削減に取り組んでいるところでございます。

今後のエアコンの設置計画では、学校現場の要望等を聞きながら概算工事費等を算出しております。設置につきましては平成27年度から計画的に導入を検討しており、導入に当たっては電気、ガス、太陽光といった多方面の試算やランニングコスト、また既設建物構造等を勘案しながら進めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 憲法問題については町長が今答弁していただいたんですけども、何にしても今までの憲法の解釈、小泉首相のときにもあれがあったんで、イラクに行ったけれども実際に戦うことはなかったと、そういうふうなことで来ているんですけども、この新たな解釈を進めていった場合に、本当に戦うことになってくる。日本が攻めてこられて戦うのは、それはもう当然我々はやらなければならない大事なことなんですけども、アメリカが集団というアメリカのやる戦争に世界の裏でも行ってやってくると、こういうふうなとんでもないことで日本の若者、紀美野町にも相当自衛隊に入隊されている方、時々町長も議会のほうで言われていますが、入隊されている方もあれば除隊してでも予備役という形で、事があれば行かなきゃならない、そういう方々が相当数おられるんですよ、できたら何人というふうなことも答弁もらったらありがたいんですが、そういうふうなことで数少ない本当に紀美野町の若者をそういう危険な目に遭わせてはならない。そういうことからこのようなことはあってはならないというふうに思います。

何にしても我々は憲法を守る義務があるということでありまして、慎重にやるということで町長の答弁は理解できるものであります。ただ、数字的なものを答弁いただければお願いしたいと思います。

介護保険なんですけども、今課長は介護保険が新たにこういうふうに医療・介護総合法という法律が通ったとしても大きな問題はないというふうな答弁であったかというふうに思うんです。しかし、もう平成27年ですか、27年度の4月からというふうなことでやりたいというふうに来ているわけなんですよね。もうあと半年余しかというふうに思うんですが、そんな状況でそういう答弁でいいのかなと。実際に言ってることを見たら、とてもうちの町が何もなしにいけるというようなことは考えられんわけです。要支援の方が、これが要支援じゃなくて新たなサービスということで地域支援事業ですか、そんな形で進めていかれるわけなんですけども、要介護よりも下にするなって言ってるんでしょ、費用を。しかもそれに先ほど私も質問のときに言いましたように追加負担や一部自費負担っていうのもついてくる可能性がある。こういうふうな形で行った場合に、今より低い数字で行けますか。

また、これはどんどんと、要は介護保険が大体むちゃくちゃな計画で進めてきたもの

が実際にそのむちゃくちゃが行き詰まってきてやっているんですから、それが今よりよくなることはないし、要支援が状況で仕方のない方については介護保険、今までで認めるけども、基本的にはそういうふうに移されていくわけでしょ。要するに要支援にも見てもらえなかった方と一緒にのところに歩いていくわけでしょ。

しかも給付費については五、六%の伸びがあるのに、後期高齢者の伸び率と同じ三、四%に抑えよ。これはサービスが落ちるっていうことでしょ。そういうふうを考えて、この紀美野町のお年寄りの皆さん方が健やかに老後を送れるというふうな保障が考えられやんと思うんですよ。やはり町としてもそのところを押さえもって物事を考えていかなければ、そういう楽観的なところにスタンスというんですか、置いてものを考えたら、これはとんでもないことになるんじゃないですか。その辺についてもう一度答弁いただきたいと思います。本当に大変なことになると思います。

先ほどボランティアとNPOについては把握していないと、要するに把握していないって言葉は言葉なんでしょうけど、ないわけですよ。ないんですから現在のそれぞれの皆さん方が通っておられる事業所に引き続き町が委託をしていかなきゃならんということになるんでしょうけども、その金はどうするんか等々の問題もあったりするわけですよ。もう一度答弁いただきたいと思います。

次に菘原橋の話なんですけども、これは私はこの下に住んでおられる方に聞いたんですけども、水が川から来たんじゃないと。課長は、今の話でしたら課長が見にいった時点で橋から2メートルのところに水があった、下の県道から50センチまであったから、その理屈からするならば川から来たあかんわけですよ。課長が言うその2メートルっていうのは、橋の歩くところから見て2メートルですか。補強板から2メートルなんですか。補強板から下に2メートルのところに水が流れていたと、そういうことなんですか。これはしかしそうなってくると非常に、23年のときにはとても危険ですから誰も見にいった者がないと思います。でも水が流れてきてたっていうことだけは言われていると思うんですけども、そのところはもう一度調査というんですか必要ではないかというふうに思うんですけども、どうですか、もう一度答弁いただきたいと思います。

何にしても要はこのような水害が起こらないようにしていくことが望ましいので、菘原橋でないということできっちりわかったならば違う方法で何にしても対策を早くしていかなければ、もう一度こういうことが起こってはならないというふうに思うんですけど、その点研究というんですか、いただきたいと思います。

学校のエアコンについては27年度ですか、来年度から実施していくということによろしいですね。それについては学校側からの要望に基づいてやっていると、こういう答弁だったかと思います。それでよろしいんですね。以上、再答弁いただけるところ、よろしくをお願いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質問の2問目にお答えをいたしたいと思いません。

今自衛官として、この紀美野町に何人、行っているかということでございますが、私の知る限りでは6名でございます。ことしが2名行っています。去年も2名。そしてその前が1名、1名です。現役です。今までずっといた人はちょっとこちらでは把握できないです。

それとこの憲法解釈ですけど、先ほど来議員もおっしゃられておりましたが、我が国の存立が脅かされ、国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがあることという、こうした大義がございます。したがって、今まで67年間、憲法によりまして国の指針が定められてきたと、こういうことを十分審議をいただいて、そして慎重に今後とも検討していただきたい、そうした思いでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 美濃議員の再質問にお答えしたいと思います。

低い数字でいけるのか、これで大丈夫なのかということでございました。新しい訪問サービス・通所サービス、地域支援事業なんですけど、平成27、28年度で見直せというふうなことを聞いてございます。27年の4月からはまだ開始ということは考えてないんですが、今後介護保険事業計画策定委員会で開始時期を考え、もちろん事業委託も今後必要かと思われるんですが、事業委託については今年度中に何とか事業者のほうに聞き取りなりして考えていきたいと思っております。何分ガイドラインが出されていない現在でございますので、まだまだわかりにくい点が大変多うございます。サービスの低下をさせないように一生懸命努めていきたいと考えてございますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 美濃議員の再質問にお答えします。

菘原橋付近の川の流れてございますが、特にロックシェルター付近でございます。釜滝地区から西野方面に出たところが大きく川が湾曲しているところでございます。台風のような大きな水が出ると、その部分で川の流れて一度ぶつかるような形になるところでございます。ロックシェルターのところですが、その付近の護岸がそんなに高くないことから、そこに一旦ぶつかった水がせり上がり、県道を流れているという事実がございます。だから県道から中谷モータース付近へ水が流れていくということは当然あり得ることだと思っております。それが原因になっているということで、橋がせきとめて水が流れているということではないと思っております。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、中尾君。

○総務学事課長（中尾隆司君） 小中学校へのエアコンの設置でございます。設置につきましては平成27年度から導入ということで計画をしております。また先ほども答弁いたしましたとおり、各学校要望等考慮しながら、各学校の状況に応じた空調設備を検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 憲法問題は町長の今の答弁で了解しました。何にしても大変なことであって、今町長答弁の6名という現役自衛官もございますけれども、予備というか退役の方、この方も事があれば呼び出されるというようなことですから、その数がわからんということですから相当うちの町にとっても大きな影響があるということは確かだと思います。もう二度と戦争をしてはならないというふうに我々は思いますし、これは次の世代に本当に今の平和の状態を送っていかなくやならんと、そういう面で国のほうの今の安倍政権っていうんですか、いかに暴走をしているかということと考えると、危惧もされているということでは抑えたいと思います。

次に介護なんですけども、こういうことで1つは27年度中に事業所を見つけていくと、こういうふうな答弁だったんですかね。こういうふうなことであるのと、あと実際これから金の話になってくると、先ほど言ったように私の言ったことは間違いですか。ガイドラインがわからんって、確かにガイドラインはまだまだですけども、今大体審議されておりますから、衆議院は委員会を通過してしまったというふうな状況であって、その段階の審議の中でどのような形、ガイドラインもある程度情報は察知していないんですか。やっぱり先のことを考えていかなくやならないことを考えて、これでガイドラインはどういうふうになってくるんか、それによってうちの町はどのような状況が起こ

ってくるんかっていうことをやはり事前に調査をしておかなければならんのではないですか。10年、20年先の話だったらいざ知らず、もう本当にごく近くまで来ておるわけです。

きょうの一般質問の中でも他の議員から認知症やらなんやらといろいろと心配の旨の質問もされておりましたけれども、ここのところは一番受けるわけでしょ、事によつたら。そういうふう現場、我々は第1線の議会ですけども、国のほうはややバックにあるからこういうふうな形のことをやってるんか知りませんが、我々は大変ですよ。また、ここにいてる議員さん方はもう本当に相談を受けたりして、そういうどうしようもない、法律で変えられたりしていった場合の問題もあつたり、また地方の紀美野町というのはもう住民と一番接した自治体であつて、まさに住民の方々を守るというならば、私たちのこの議会が、また町が我々のほうに70億円の予算の中でどうしていくんかっていうことになってくるかと思ひます。

そんなふう考えた場合、余りに何ていうんか先のことというふうには言つてられやんと思ひます。これはもう町長もそうやけど我々議会も職員もこれからの紀美野町のもう1万人切りましたけども、方々が本当に1年でも健やかにいていただきたいと、こういうことで一丸となつていかなきゃならんときに、ちょっとわからんからということではちょっと寂しい答弁であると思ひますよ。私の把握したところでも先ほどからお示ししているようにいろんな問題があると、そういうふう考えて町の対応をお聞きしたり、把握している状況をお聞きしとるわけなんですけど、3回目になりましたけど、もう一度そのことについてお聞きしたいと思ひます。

学校のエアコンについてはわかりました。2回目の答弁でソーラー等のことも考えておられるということなので、できるだけそういうことで補助金を使ってランニングコストを抑えられるものならば抑えていくということは、また環境という面から考えてもいいことなので、よろしく努めていただきたいと思ひます。

あと西野・釜滝の問題ですけども、先ほどの答弁である程度わかりましたが、しかしちょっとするならば橋がもうつかつてしまうんですよっていうふうな答弁であつたかのようにも聞くんですけど、あれだけのものが邪魔になれば、言われているところはなおさらそれに輪をかけて水の邪魔になると、邪魔っていうんですか妨害になると、こういうふうにもうなつているということの裏返しでもあるかと思ひます。問題がなければいいんですよ。進めているって言ひますけども、ことしの秋に来る台風でまたそうなるか

もわからないし来年そうなるかもわからないと、そうそう先の話了我々はしているわけではないので、対策をとる方向を早めてもらおうと。

無論町のこれは事業でもないかもわかりませんが、住民の方にとっては安心して過ごしてもらおうと、あるいは上の地域も相当冠水したことを考えたら相当大きな被害が出ているかと思えます。このことについて、第3回目なんですけども、答弁を聞きたいと思えます。以上よろしくお願ひします。

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 私のほうからは1点目の医療・介護関係の法律のことについての答弁を申し上げさせていただきます。

1回目、2回目と保健福祉課長が答弁させていただきましたが、まだまだ概要といえども大変幅が広うございまして、しっかりとこれからそれを十分研究をして把握していつて、これから今策定を進めようとしているきみの長寿プラン2014というものがございまして、そこでしっかりと明らかにして町として対応してまいりたいというふうにご考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 建設課長、山本君。

○建設課長（山本広幸君） 再々質問にお答えします。

蓑原橋だけではなく、先ほどからもお答えしましたが、あの付近の川全体についての整備に向けて、県のほうにできる限り早い時期に整備や改修をしていただくよう要望や陳情をしていきたいと思ひております。以上です。

○議長（小椋孝一君） これで、美濃良和君の一般質問を終わります。

続いて、7番、上北よしえ君。

（7番 上北よしえ君 登壇）

○7番（上北よしえ君） それでは、私のほうから1点だけ質問させていただきます。

交通弱者の利便性について。高齢者及び交通弱者などの交通の確保を図るため、コミュニティバス5台が町内運行されていますが、過疎地域には停留所まで行くのも苦勞する状況の方や自動車がないと移動がままならない方がいます。利用者が行き先や時間を指定できるタクシー利用券を交付する助成事業を開始してはどうでしょうか。高齢化社会を迎えるに当たり、利便性確保に加え外出促進にもなると思ひますので、お伺ひいたします。

(7番 上北よしえ君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) それでは、上北議員のタクシー利用券を交付する助成事業開始についての御質問にお答えいたします。

現在、紀美野町では町内住民の交通の利便性を図るため、6路線を5台により大十バス株式会社に年間委託料3,600万円を支出してコミュニティバス事業を運営いたしております。

また、山間部が多い等地理的条件が悪い中、幹線道路から分かれる道路が何本もあり、住民の御要望に十分応えられないところもございますが、でき得る限り、その都度御要望に応え、路線延長等も行ってきたところでございます。

このコミュニティバス事業に加えまして、議員御提案の利用者が行き先や時間を指定できるタクシー利用券を交付する助成事業を実施するためには多額に費用が伴うものと考えてございます。住民の方々、特に交通弱者と呼ばれる方々のために少しでも行き届いた交通サービスを提供することは、重要な課題であると認識いたしますとともに議員が御懸念されていることにつきましては私どもも十分理解できるのところではございませんけれども、当町におきましても少子高齢化や地方分権により行政需要が増大する中、人口減少に直面し、将来の財源増を期待することができない状況でございますので、コミュニティバス事業と並行してタクシー利用券助成事業を持続可能な事業として実施することは、現時点におきましては厳しい町財政上大変難しいものと考えてございます。

今後におきましては可能な限り住民のニーズに合ったコミュニティバスの運行を行えるよう検討、改正を続けていくことで対応させていただきたく、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 7番、上北よしえ君。

○7番 (上北よしえ君) 23年の3月議会に同僚議員からも交通弱者の救済についてという質問があったと思います。その折の答弁には、過疎地域有償運送を検討していきたいという答弁がございました。その検討結果なども答弁願いたいと思いますし、このコミュニティバスの7路線の運行の中に永谷線というのがありまして、永谷集会所から美里支所までというコミュニティバスの運送がございます。このような運送事業を

勝谷・谷線のほうか、また毛原の小西とか滝ノ川地区と違っていろいろと地域がありますが、現在私の住んでいる真国地区でも北野など、大変停留所まで行くのに高齢化した方が苦勞している状況が見受けられます。その点どのように考えておられるのか答弁願います。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 上北議員の再質問にお答えを申し上げます。

議員御提案の自宅まで迎えに行く交通手段としては、当時の答弁で福祉有償運送などがあるということで御紹介を申し上げたと思います。それでも一応これにつきましても対象が限られておりますので、不十分な点があると思っております。そのほかにも福祉タクシーとかいわゆる介護タクシー等ありますけれども、これらも今申し上げました福祉有償運送と同じように対象が限られておりますので、それ以外の方々については不十分なところが出てきようかと考えてございます。

今後ますます議員御指摘のように高齢化や過疎化が進展することが想定されます。新たな移動手段の確保についても検討をしていく必要があると認識はしてございますけれども、広いエリアのもと山間部が多い地理的条件が悪い中、新たな移動手段への先ほども申し上げましたけれども継続的な補助事業の構築ということになりますと、やはり先ほど申しましたように大変厳しい財政状況でございます。先ほど美濃議員の御質問の中にもございましたけれども、平成28年度から5年間かけまして地方交付税も減らされていくという中、そしてまた少子高齢化の中で権限移譲が来る、その中でも人口増が見込めないということで大変収入増も見込めないような状況の中で我々ももがいておるところでございます。

議員御提案の事は我々も先ほど答弁で申し上げましたけれども、十分理解はしておるつもりでございますけれども、やはりそのあたりのジレンマといいたいまいしょうかそういうものがございまして、なかなか検討の段階を超えられないという状況でございます。正直申し上げまして。そういう今状況でございますので、御理解賜りたいと存じます。

それから路線の延長のお話があったかと思えます。永谷線の中で永谷集会所から美里支所というようなことも、他の路線でもいろいろ考えられないかということの御質問があったかと思えます。先ほども1回目の答弁でもお答え申し上げましたけれども、今後につきまして可能な限り住民のニーズに合った形でコミュニティバスの運行に対して検討、そしてまた路線の改正等続けていかせていただきたいと、それによって対応させて

いただきたいと考えてございますので、再度の御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 7番、上北よしえ君。

○7番（上北よしえ君） 厳しい財政状況の中、多額の費用が要されるということですが、全額負担するのではなく、この埼玉県の美里町っていうんですかね、そこに交通弱者の利便性を確保されたという記事が載っております、2,000円相当の使用限度でオーバーした場合は自分が自己負担をするという、そのような制度で、タクシー会社は後日使用されたタクシー券の額を町に請求する仕組みをとっていると、そのような記事が載っておりました。そして半径1キロ以内に町内の集落をほぼ全てカバーできるということなんです、この停留所までの半径1キロ以上ある交通弱者の方を救えないかと思っておりますので、もう一度答弁願います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 上北議員の再々質問にお答えをいたしたいと思っております。

議員がおっしゃられることは本当にわかります。ただ、恐らく議員がおっしゃられた埼玉ですか、ここの場合の地理的な位置、それと我が町の縦に長い、そうした地理的なこと、そこらも非常に影響してくるんじゃないかと思っております。したがって、このコミュニティバスを当町では採用したと。その利点については、今まで例えば長谷宮の人が厚生病院に来たときに約7,000円か8,000円だったと、バス代。それがもう200円、片道200円で来られるというふうなことで、我が町におきましてはその骨格路線をそうした利便性を考えてやると。その結果、やはり端々まで行き届けばいいんですが、やはり議員申されますように、その停留所まで行くのに非常に時間がかかる、距離のかかる場所もございます。これを全て網羅するっていうのは非常に難しい問題で、先ほど総務課長も申し上げましたようにコミュニティバス方式をとり、そしてその上にまたタクシー方式をとっていくと。二重に経費がかさんでいきますんで、いろいろ町財政を考えますと、そこまで徹底した、そうした対策はちょっと難しいんじゃないかということで我々も検討いたしておるところでございますので、ひとつ御理解のほどお願いを申し上げます。

それともう一つは、停留所からその自宅までタクシー呼んでタクシーが来てくれるかという問題もあるんです。というのは、例えば谷地区であれば、自宅まで2キロちょっとある、そのためにこっちからタクシーが行く、そこらのこと等もございまして、ひとつ皆さん方と知恵を出し合って今後とも検討していきたい、そのように思いますんで

よろしくお願ひいたします。

○議長（小椋孝一君）　　これで、上北よしえ君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

散　　会

○議長（小椋孝一君）　　本日はこれで散会します。

（午後　２時５３分）